

第十九回 参議院内閣委員会會議録第四十二号

昭和二十九年五月二十四日(月曜日)午前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
高瀬莊太郎君
岡田 宗司君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君
木村禧八郎君
三浦 義男君

国務大臣

木村篤太郎君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
法制局第一部長 高辻 正巳君
保安政務次官 前田 正男君
保安庁次長 増原 恵吉君
保安庁人事局長 加藤 陽三君
保安庁経理局長 石原 周夫君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件
○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。
防衛庁設置法案及び自衛隊法案の二法案につき一般質疑を続行いたします。

○八木幸吉君 資料を要求してよろしくごさいますか。

○委員長(小酒井義男君) どうぞ。

○八木幸吉君 防衛庁の機構を詳細に並べて書いて、且つその課等に配属する人員を書いた図解の一覧表をお出し願いたいと思います。前は保安庁ですけれども、防衛庁の人員を入れた機構図の図解の一覧表を法案の審議を便宜にするためにお出し願いたいと思います。

○政府委員(加藤陽三君) 防衛庁本庁内部部局ですか、部隊まで入れてですか。

○八木幸吉君 部隊まで入れて、人数も入れて図解をお願いいたします。

○竹下豊次君 国防会議の問題は防衛庁法案の極めて重大なる部分を占めておるのでありますが、この点につきましては、後日法案が提出された際に十分に検討することにしたかと思ひますので、今日はこの問題についての御質問はいたしません。併し、政府はこれから法律の立案を急がるわけでありますので、その節是非御考慮を煩

わしたいと思うので、私の考えを簡単に申述べて、それからほかの問題の質問に移りたいと思ひます。

内閣の責任を明らかにするために、閣僚のみを以て会議を組織するという政府の考えは一応正しいと思つております。従つて、会議を諮問機関とする点には異議はありませんが、これと同時に、総理の専断を抑制するだけの考慮を加えねばならないのであります。ついでには総理が自由に任免し得る大臣だけでなく、各種審議会の議員のごとき、国会の承認を得て任命し得る幾人かの議員を加えて、権威ある会議とする必要があると思ひます。なお一部の少数閣僚のみを以て組織するくらないなら、むしろ多数の閣僚で協議する閣議に委せて、必要な場合には閣議で民間人の意見を聞くということにしたほうがいいのではないかと、かようにも考えております。一昨日は副総理の御答弁の中に、保安庁の案を適当と考慮しているの、政府はこの案が法案として成立するように極力努力するといふことを言われたのであります。成案の出来る前に、保安庁案よりも一層優れたものと認められるような案が出た場合には、そのように改正して提案されることを私は希望いたします。ただその際には、特に御考慮を煩わしたいと思ふのは、先ず第一に、政府の責任を明確にするという点、それから政治優先の原則を曲げない、できるだけそれを強く法案に盛り込む。それから次に、総理の専断をできるだけ阻

止する、この三つの点を十分に考慮に入れてもらいたい。この三つの大きな方針を曲げないような、よりよい法案ができたならばそれが一番結構である、かように私は考えておる次第であります。なお、国防会議を内閣に置くという以上、その事務局も又内閣に置くのが当然である、かように考えます。これは制度の建前として、やはり会議を内閣に置くから事務局も置くべきだという形式だけの問題でありまして、政治優先の実を挙ぐる必要から見ましても、防衛庁に置くよりそのほうが適切である、かように考えておる次第であります。

これから質問に入りますが、御配付を受けました資料をまだ一々検討する時間を持ちませんので、自衛隊の編成の問題であるとか、実際の活動の計画であるとかいふような点にはもう少し勉強いたしましてあとの機会にお尋ねしたい。あとの機会と申しますのは、恐らく今日の私の質問は与えられた二時間を要しないで幾らか時間が残ると思ひますから、余つた時間におきまして更に質問することをお許し願ひたいと思つております。

第一にお尋ねいたしたいのは、統合幕僚会議の議長の問題であります。これは三軍を、まあ軍という言葉は適當でないかも知れませんが、普通そう申しますから、その言葉をお許し願ひたいと思つております。三自衛隊、何と申しますか、甚だ言にくいのですけれども、を調整し、三軍の抗

争を防止し、又政治優先の実を挙ぐるために制服自衛官の横暴を抑制することのできるだけの人格と高邁なる識見を有して、公平無私の人物でなくてはならない。三幕僚長よりも優れた人間でなければならぬといふことは、これは申すまでもないことであらうと思ひます。本案によりまして、専門家である幕僚長を議長に昇格せしめることもできるということになつておるのでありますが、そうなりますと、陸、海、空三軍いずれかの幕僚長であつた者が昇格するといふことは、そのうちの一つに片寄りやすいからいがある。又第三者から見ましても、そういう疑いを濃厚にするといふことにもなりますので、それは避けたほうがいいのではないかと。ほかから適當な人物を選んで統合幕僚会議の議長にするといふことが必要ではないかと、かように考えておる次第であります。政府のこれに関するお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 統合幕僚会議は、御承知の通り、統一的かつまり計画をすることについて長官を助けることを認めております。いわゆる部隊の活動、実施については直接関係はありませんが、これは各幕僚長がやるのであります。この狙いはどうかと言いますと、従来のようないわゆる陸海空の摩擦があつてはいけない、きょうなことであつては誠に国家のために憂うべきことであるから、できる限り三軍の間において調節をとりたい、この

狙いが主であります。従いましてこの幕僚会議の議長には、今申されますような、いわゆる人格識見高邁であつて、而も人望のある人を持つて行くことが最も望ましいと考えます。それについて如何なる人を選ぶかということについては、我々今後最善の努力をした、こう考えております。

〔委員長退席、理事長島銀藏君着席〕

○竹下豊次君 そうしますと、立派な人を据えなければならぬということとはもとよりありますが、私が申しておるのは、三幕僚長の中から又それを進めて議長にしようということは避けるほうがいいのじゃないか、こういうことを言つておるわけでありまして、その点は如何ですか。

○国務大臣〔木村篤太郎君〕 私は必ずしもそれは考へておりません。将来各三幕僚長の中に適当な人があれば、これを統合幕僚会議の議長に持つて行つても私は差支えない、こう考へております。

○竹下豊次君 私もその問題は絶対の問題ではあり得ないことだと思ひます。が、先も申しましたように、その中の一人を選んで据えるということになります。すると、例えば陸軍の關係の人を議長にするということになります。すると、會議のメンバーの一人に更に陸上關係の幕僚長というのがあるものでありますから、疑ひますから、疑ひますれば第一、海一、陸二というふうなふうの關係になりやすい、世間から見ると少くともそういうふうな疑惑を受ける場合が非常に多いのでありますから、できるだけそれを避けるほうがいいのじゃないか、こういう

ことを言つておるわけなんです。○国務大臣〔木村篤太郎君〕 御意見として十分承つておきます。

○竹下豊次君 次に、防衛局と幕僚部の所掌事務の分界について伺ひたいと思つております。防衛庁法の第十二条の一号に「防衛及び警備の基本及び調整に關すること。」というのを書いて、これが防衛局の事務の一部になつておるわけでありまして、それから二十三条では「陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ左の事務をつかさどる。」としてありまして、ここにも「防衛及び警備に關する計画の立案に關すること。」といふことが一号に書いてある。先申しました第十二条の一号とそれから二十三条の一号は、いずれも防衛及び警備に關する規定を書いてありまして、先のは基本に關するといふ言葉が使つてあります。二十三条の場合には「計画の立案に關する」といふ言葉が使つてあるわけでありまして、これを對照して見ますと、言葉は違つておりますけれども、結果はやはり同じやうなことをやるのじゃないか、防衛局もその立案をすることが出来るのじゃないか、かように疑ひわけでありまして、そうすると、その権限が両方に跨がることになりまして、或るときには積極的、或るときには消極的の権限争ひといふものが起る心配はないか、その点につきまして疑問を持つてわけでありまして、その点に關する御答弁を願ひます。

〔理事長島銀藏君退席、委員長着席〕

○国務大臣〔木村篤太郎君〕 この二十三条の規定によりましては、陸上、海上、航空の幕僚監部において、各自体の防衛警備に關する計画を立案するのであります。即ち陸上幕僚監部においては陸上の、海上の幕僚監部においては海上の、航空幕僚監部においては航空のそれ／＼の分担があるのであります。各担任に關する防衛計画をここで立てることになつております。而して十二條の防衛局に於いての事務というのは、一般に亘る、つまり日本の防衛警備をどういふことにするかというその基本線を、而して、それと同時に各三幕僚監部で立案いたしました計画をおの／＼調整して行かうと、これは國家財政から非常に無理がある、その他の各方面からの観点からこれを調整して行かう、こういう關係になるのでありますから、心配することはないと考へております。

○竹下豊次君 今の御説明によりまして観念的にはわかるやうな気がいたしますが、もう少し具体的に、防衛局でやることは基本に關することといふとどういふことになりましょうか。三幕僚監部はそれ／＼その監部に所屬しておる防衛警備に關する計画を立てるんだと、それには防衛局のほうは直接関係しない、一般的なことをやるのだと、それはお話のように三つの監部がそれ／＼案を立ててそれを調整するといふことが防衛局の一つの任務になつておりますが、この一号によるというのと、調整に關することといふことが、特に、基本に關することといふことが特別に關つてあるわけでありまして、その点はどういふことになりましょうか。どうも重複する場合が相当に多い

んじゃないかという疑ひを持つのであります。

○政府委員〔加藤陽三君〕 私から御説明申し上げます。お尋ねの点は御尤もでございます。私どももいたしましては、この点につきまして、第二十条に一応の目安になるやうな規定を置いておるわけでありまして、第二十条を御覧頂きますと、官房長と局長の仕事とそれから幕僚監部を代表いたします幕僚長との仕事の關係をここで書いておるわけでありまして、御覧になります通り「官房長及び局長は、その所掌事務に關し、左の事項について長官を補佐するものとす。」第一号が「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行方陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に對する指示」と、どういふ計画を立てるというふうなことを長官が幕僚長に指示を出されます。その指示を批判するのが内局のほうの者の仕事だと、一号ではこういうことになるわけでありまして、それから二号によりまして、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關しまして陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行方承認、指示によりまして、或いは幕僚部のほうでいろいろ研究をいたしまして、いろいろの方針及び計画を作つて参ります。この方針及び計画を長官の承認を得るにつきて、内部部局の者が長官を補佐する、この仕事を防衛局の關係について申しますと、防衛及び警備の基本及び調整に關する仕事を、防衛局のほうでその部面について長官を補佐する、実例を申し上げますれば、

ば、そういうふうになります。

○竹下豊次君 それはよくわかりましたが、第二十条の第二号によりまして、幕僚長がいろいろの計画を立てて、その長官の承認を得ようとする、その案としておる最中に、それと同時に長官から各幕僚長に指示されようと思つて、その案を立案するといふ場合とたまた／＼両方が同じ問題について殆んど同時に検討することが起りはしないか、そういうことを私は疑問を持つてわけでありまして、そうすると時間的に考へまして、そしてそこに権限の争ひといふことが起る心配がある。だからこの二十条だけを見まして、私の先に質問いたしましたことは納得行かないわけでありまして。

○政府委員〔加藤陽三君〕 その点はこの規定の上で御覧になりますと、さういふ御疑問も御持ちになるかと思つてございまして、ただ内部部局に關して幕僚監部といふものはいずれも長官の補佐機關でございまして、始終緊密な連絡をとつておりますので、實際の運用におきましては、今お話になりましたやうな重複が起るというやうなことは、ないやうな運営で参りたいと思ひます。

○竹下豊次君 どうも規定の上ではその点が私の心配がまだ残ると思つております。今お答えの中に、そういうことのないやうに努力されるということでありまして、これはこの役所でもよく起ることでありまして、その間の調整で両方連絡をとつて重複の起らないやうにされるということは非常にむずかしいことであると私は思つております。どうも重複するやうなものであるから

ということだけで必ずしも私は安心はできないのであります。でき得べくんば、もう少しはつきりした法律の条文が必要じゃないかと、かように考えておるわけでありまして、この点につきましては更にお願いをしまして、この問題については私はこれだけで私の質問を一応打ち切りたいと思つて、今の問題につきましては、「自衛隊の行動の基本に關すること」というのが第十二条の二号にあります。この問題について同じような心配が起るが十分御研究願ひたいと思つております。

それから防衛局と幕僚長が直結してしまふという点と統合幕僚會議というものが浮いてしまふ心配があるのじやないか。幕僚會議の議長というものは常に幕僚長がそれ／＼どういふことをしておるかというところを知つておかなければならぬわけでありまして、議長やら事務局にはどんな権限があるのか、その点を御説明願ひたいと思つております。

○政府委員(加藤陽三君) 統合幕僚會議の所掌事務につきましては二十六条に明瞭に書いてあるのじやないか。まして、各陸海空の幕僚長が直接に防衛局と結び付くというふうなことは、私も規定の上からできないと思つておるのじやないか。言うまでもございませぬけれども、陸海空の各防衛計画は、それを統合した見地からの検討が必要であるのじやないか、そういう点につきましては、二十六条で統合幕僚會議の所掌事務と明瞭に定められております。その統合幕僚會議と防衛局との關係が今申し上げたように二十条にやはり幕僚長部と同様な關係において出て来ておるのであります。

て、二十条の第三号に「統合幕僚會議の所掌する事項について長官の行方指示又は承認」につきまして官房長及び各局長が長官を補佐する、こういうふうになつておるのであります。この規定十二条、二十条、二十六条等の關係を併せて御検討願ひますと、お尋ねになりましたように統合幕僚會議が浮くというふうにはこれはならないだらうと思つております。

○竹下豐次君 私の疑問は、幕僚長の取扱われる各種の事項について、或る事項は統合幕僚會議の議題となり、併し或る事項はそうでなくして長官と直結される場合があるのじやないか。事務の輕重と申しますか、或いは複雑さ等によりましてそういう二つの場合が考えられるのじやないか。若し二つの場合が考えられるとすれば、會議に付する場合と否とはどういふ限界点でそれを區別することができ得るであらうか。非常にこれはむずかしい問題だと思つておりますけれども、お考えがあるのじやないかと思つております。今の御説明のように直結することは全くないのだと、全部會議を経て會議の議長と長官が直結するだけのことであるというこゝであつたならば私の疑問は解けるわけでありまして、そういうことはないのであります。

○政府委員(加藤陽三君) 統合幕僚會議の所掌事務は一応二十六条の一号から五号に書いてありまして、更に六号におきまして「その他長官の命じた事項に關すること」ということになつております。部内の仕事のやり方等を考へて見ますと、例えば人事につきましても、或る程度の階級以下の職員の人等につきましては長官から幕僚長

に委任になつておるわけでありまして、そういうものにつきましては、これは恐らく統合幕僚會議の問題にはならないであらうと思つております。陸海空の幕僚長の権限にされておられません、長官の権限に留保されておられますものにつきましては、大體重要な問題は二十六条に書き上げてあると思つております。然らばこれに全部網羅されて、直接長官に結付くものはないのかとおつしやいますと、頭に浮びますのは、人事のようなものでございませぬ。全然ないとは申上げません。重要な事項は二十六条で統合幕僚會議の権限になる、このように考へております。

○竹下豐次君 私がこの質問をいたしました氣持というものは、先にも長官にお尋ね申上げましたように、三幕僚長のうちの誰か一人を引上げて會議の議長にするというふうなことは成るべく避けたいというふうなじやないか。若しそういうことにでもなるといふと、専門的には三幕僚長のほうがいろいろ経験、知識等も豊富で、よほどその間に

おきまして統合幕僚會議の議長の権限というものをはつきりしておかないといふと、浮いてしまふ危険が非常に多いじやないか。これを私は心配するわけでありまして、その点は十分御考慮を願つておきたいと思つております。それから第二十六條に「統合幕僚會議は、左の事項について長官を補佐する」とありまして、そのうちに「調整」ということが書いてあります。そうすると調整に關することはもうすべて會議の議長を通じて長官が調整させるといふふうな承つておいてよろし

うございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) これは先ほど第十二条の防衛局の所掌事務について大臣からもお話がございましたが、防衛局のほうも調整の仕事があるのじやないか。統合幕僚會議のほうでいいます調整は主として専門的な見地から幕僚長部で計画を立てるのでございませぬ。専門的な見地からするものは統合幕僚會議の仕事である。最も大きな広い政策的な面を含みました調整というものは、これは内部部局のほうの仕事に相成つておると、かように考へております。

○國務大臣(木村篤太郎君) ちよつと例を申すとわかりになるだらうと思ひます。統合幕僚會議であります、例へば津輕海峡、これをどう防衛するかといふことを一つの例として挙げます。そうするとこれは陸にも海にも空にも關係する、この各三幕僚長の仕事がかゝるこゝでどういふ工合に統制をとつて行くかといふようなことが會議自体の議題になると思つております。それに基いて各陸海空のほうで、又幕僚長部でその部分についての自分の計画を立てる、そして統合調整するといふことが實際の面において行われるわけでありませぬ。

○竹下豐次君 この問題はこれくらいにいたしました、次にこれは小さいことになりましたが、第十九条ですね、第十九条において「長官は、必要があると認めるときは、陸上幕僚長部、海上幕僚長部若しくは航空幕僚長部又は第二十九條に規定する部隊若しくは機關(以下本条及び第二十三條第一項第四号において「部隊等」といふ)に所屬する自衛官を内部部局において勤務さ

せることができる。」これは一つ事例を挙げて説明して頂きたいのでありますが、どういふ場合でありますか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在保安庁法におきまして、この同様の規定があるのじやないか。その規定の適用の例といたしましては、保安隊の關係の第一幕僚長部及び第二幕僚長部から必要な人間を内局のほうに出しまして、内局のほうでいろいろ仕事をいたします基本的な問題を検討いたします際に、専門的な知識を借りて検討をしておる。余り實際と離れたような仕事はやりくりになりまして困りますので、實際の知識を持つておられます者の知識を借りまして仕事を進めると、こういうことであります。

○竹下豐次君 そうすると兼務ではないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは現在兼務という形でなしに、内局に派遣するといふ形でしております。部分的には第一幕僚長部又は第二幕僚長部の所屬であります、派遣させて内局において勤務するといふ形式にいたしております。

○竹下豐次君 そこでその点が私疑問に思ふのです。第二項に「前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所屬する幕僚長部又は部隊等の長の監督を受けるものとす。」兼務ならばこれでいいのであります、本勤務にするといふ場合には、この指揮監督権を有する部局長、身分をあずかる部局長とかいうようなものは一体でなくては能率が上らないのじやないか。これはよく

の例から申しますと、身分をよそで押えておいて、そうして身分権を持たないほかの人が上官になつて指揮監督をするという事は、どうも仕事にしがたない。これは御体験のあることだと思つておられます。兼務と違ひますから、この点は一本にされたほうが私は能率を上げる点においていいのじやないか。経験のある人をその部局のほうの、そこに本當の専任の職員として移して行くといふことのほうがいいのじやないか。別に恩給関係があるとか何とかいふことはないと思ひますから。

○政府委員(加藤陽三君) 只今の御意見は誠に御尤もなものでありまして、私もその点につきましてはいろいろ考えたのでございます。併し自衛官は御承知の通りそれ／＼の階級を持つております。その階級に従つて身分上の事項等を考慮しなければなりません。任免権者が変わりますといふ／＼そのことにおきましてアンバランスが起り得る可能性がございます。そういうことを考へまして職務上の指揮監督は自衛官は内部部局で受けますが、身分上の事項につきましては、自衛官の本来の身分を握つておる所でまとめて、ほかの同じ階級の者と身分上の齟齬を来さないようにしたいといふところに重点をおきまして、現在もこれと同じような規定でやつておるわけであります。

○竹下豊次君 そうしますと臨時の勤務といふことになるわけですね。
○政府委員(加藤陽三君) これは臨時といふことに制度上なつておるといふわけではございませんが、併しこの規定を作りまして実際の部隊運営について知識、経験のある者を連れて来

まして、それを利用するといふことにあるのでありますから、長い間ここに置いておきますとその目的が達せられなくなるのであります。適当な機会に又部隊に帰し、部隊の経験を持つておる者を又連れて来る、こういう運営にしたいと思つております。

○竹下豊次君 第九條ですか、参事官という規定がありましたね。参事官八人を置く、そのうち六人は官房長と局長に當るといふわけでありませう。そのあとをどこに持つて行くか、どこかに規定がありましたか。私ちよつと見当りませんが。

○政府委員(加藤陽三君) 御指摘になりました通り、参事官は八名でございまして、そのうちの六名は官房長及び局長になるわけでございます。他の二名につきましては、どういふ仕事に補するといふような規定はございませう。これは全く自由な立場におきましてそれ／＼参事官といひまして長官の命を受けまして基本的方針の策定について補佐するといふことになつております。

○竹下豊次君 そうしますと二人だけは予備的なわけであつたときそのとき必要によつて配置転換をするといふようなことを考へられておるのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この二人は所掌事務は専断には持つていないのであります。これはフリーに長官を大所高所から補佐して行く、こういうこととであります。

○竹下豊次君 第三十七條に「所要の地に地方機関を置くことができる。」と書いてありますが、これは差当り所要の地といふのは、どこを計画してお

られるでしょうか。これは参考書をもらいまして、何か資料がありましたか。

○政府委員(加藤陽三君) お手許に差上げてあります。

○竹下豊次君 それではそれを拝見することにいたします。

それから次は自衛隊法のほうに移ります。自衛隊法の第二條、ここに自衛隊の定義が下してあります。これによりますと、防衛庁長官及び防衛政務次官、これも自衛隊の構成分子になつておるわけですね。これは長官と防衛政務次官は隊員とは言わないのですか。どこか隊員の定義があつたと思つております。

○政府委員(加藤陽三君) 隊員の定義は第二條の第五項にございまして「防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員をいう」、こういたしておりました。防衛庁設置法の第七條第一項では「職員」といたしまして、「長官及び政務次官を除く」といたしておりました。長官と政務次官は隊員という中には入らないのでございます。

○竹下豊次君 これはどうして二つだけ除外してあるわけですか。構成員にはなつてゐるけれども、隊員でないといふことは。

○政府委員(加藤陽三君) 御承知のことと、長官は國務大臣でございまして。政務次官は國家行政組織法にございすけれども、各省の役人とは違つた性格のものでございします。各省の役人を律する建前でございします。勿論特別職でございします。違つた点はございすけれども、各省の役人を律する建前でございします。こういうことから規定の中に適用させること

は適當でないといふことで、隊員の概念から除いたのであります。併し自衛隊といふことから考えますと、これは一番中核的な存在でございします。含めた次第でございします。

○竹下豊次君 自衛隊の構成分子であつて隊員でないといふ考え方は、私ちよつとわかりませんが、併しそういうお考えだとすれば、そういう解釈だとすればそれでよろしいと思ひますが、二條の第五項によりますと、今お話のありましたように「この法律において「隊員」とは、防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員をいうものとす

る。」、こう書いてありますが、第七條は、これは定員の規定であつて、職員を規定した規定じやないのです。併し廻つて考へるといふと、想像はつくのであります。これは法の立法技術の關係になりますけれども、そういう法律の定め方といふものが、先例などがあるものでございします。第七條は「職員」の定員は、十六万四千五百三十八人とする。」、こう書いてあります。これは定員を定めた規定で、職員を定めた規定じやないですね。それにその今の書き方は、「隊員」とは、「第七條第一項に規定する職員をいう」と書いてあります。まあ大體想像はつくのですけれども、これは法制局長官、どんなものでございしますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もでございます。この通りの例といふものはないかと存じますが、要するにこの「隊員」とは、と申しまして、一々ずらつとここに列挙すれば問題はないわけでございますけれども、まあそこを不精というお叱りはこれはあるかも知れませんが、それを省略い

たしまして、機械的に七條を抑えて、結論は的確なる結論を得るわけでございますから、そういう意味でこの形をとつたわけでございます。この通りの例はないといふことは申しましたけれども、かような、不精であるといふお叱りを受けるような例は、これはほかにございします。

○竹下豊次君 わかりました。

それから第三條ですが、現行の保安庁法には、生命、財産の保護といふのが保安隊の目的としてはつきり書いてあるものであります。それがこの三條には殊更に抜かしてあります。ただ「公共の秩序の維持に當るものとする。」、こういう言葉で包含されておるのだらうと思つております。併し今まで保安隊の規定にそういう言葉が使つてなかつたといふと、それでいいかも知れませんが、使つてあつたものを殊更に削ぐといふことになりまして、國民の生命、財産の保護といふものを如何にも軽く扱われるのじやないかといふような感じが持たれるのであります。これを削りになつたのはどういふことでありますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは防衛庁設置法の第五條に防衛庁の権限を書いてありますが、その中のほうを御覧頂きますと、防衛庁の権限といたしまして、第十五号、第十六号等におきまして生命、財産の保護に當るといふことを明らかにしておるのでございします。目的といひまして輕視するといふふうなことではないのでありますけれども、第五條等に明瞭に書いてございします。公共の秩序維持といふような事柄も含まれるような解釈もいたされませんから、ことにまあ生命、

財産の保護ということを特に書き出す必要もなからうかと、かように考えた次第でございます。

○矢嶋三義君 ちよつとそれに関連しまして、保安庁長官に伺いますが、只今の説明は、これは自衛隊の根本的な性格をここに現わしているものであつて、今の説明では納得できない。これは警察予備隊とか保安庁法というものは、警察的な性格というものが軍事的な性格より強かつたわけですね。従つて、人命及び財産を保護するということが表面に出て来ると。ところが今度の自衛隊は、第三条の任務の規定でもわかるように「直接侵略及び間接侵略」と「公共の秩序の維持」を並立させるか、主従の關係に置くかというところは立法過程に論議になつたのです。その結果「直接侵略及び間接侵略」を主に持つて行く、そうして公共の秩序を維持するのを従としてくつつけ

た。ここに軍事的な性格がはつきり出て来たから、従つて表面から人命及び財産の保護をするということが、警察的な任務が消え去つたのです。今の加藤政府委員は第五條の二十二号ある中の十五番目に入つてゐるから云々というところは、これは龍辨に類するものであつて、保安隊、警備隊が自衛隊になることによつて、これが軍事的な性格というものがはつきり現われて来た、最も象徴的なものだ、こういうふうな説明されなければ納得できないのです。保安庁長官如何ですか。その通りでございます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、防衛庁設置法並びに自衛隊法によつて、性格、任務が全然變つたとは申しませんが、いわゆる今仰せになり

ました外部からの直接侵略或いは内部的な間接侵略、これらに對しての防衛任務を強く与えておることは事實であります。併し今加藤局長から申し上げました通り、防衛庁設置法第五條の第十号に對し、「直接侵略及び間接侵略に對し、わが國を防衛し、わが國の平和と獨立を守り、國の安全を保つため行動すること」と規定すると同時に、十五号に對し「海上における人命若しくは財産の保護又は治安維持のため特別の必要がある場合において行動すること」、お互いに並立させておるのであります。この自衛隊法第三條の「必要に応じ、公共の秩序の維持に當るものとする」ということは、まさに十五号に該當するものでありますから、決して我が國の國民の生命、財産の保護を忘却するという意味のものでは全然ないということをお願いいたします。

○矢嶋三義君 竹下委員の伺つてゐるのは、自衛隊法第三條と、保安庁法第四條によつて、形が變つて来たということをもつてゐるのです。防衛庁法第五條において並立しますが、二重に並立してゐるのですよ、違ふぜ。

○國務大臣(木村篤太郎君) 防衛設置法と、自衛隊法とは表裏一体をなすものであります。従いまして防衛庁設置法にも防衛庁の任務を規定すると同時に、自衛隊法において自衛隊の任務を規定してゐるわけでありまして、そうしてこの任務というものは變りはないわけでありまして。

○竹下豊次君 自衛隊法の第七條について伺ひたいします。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する、この「内閣を代

表して」という文句であります。内閣を内閣総理大臣が代表して意思表示される場合には、常に閣議の決定を待つて表示されるのでありましようか。それとも閣議にかけないで、総理大臣が単独に意思を表示される場合でも、内閣を代表するといふことが言えるのでありましようか。その点伺ひたいします。

○政府委員(佐藤達夫君) これは内閣を代表いたします以上は、その前提として閣議の意思というものがなければいけないと考へております。ただ個々の場合に閣議決定をとりましか、或いは方針を閣議決定できめておいて、その実施は総理大臣に任ずるという場合も両方あると思ひますが、いずれにせよ、閣議決定というものが裏付けになつてゐる必要があるように考へます。

○竹下豊次君 元は閣議といふものは全閣僚の意見が一致しなければ閣議の決定はできない。一人でも反対する者があつたら総理大臣は内閣総理の責任を負つてやめる、こういうことになつておつたのであります。現在閣議といふものはどういふものでありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 新憲法になつてから、學説上は多数決だと言つてゐる者もございすけれども、我々當局者といひましては、やはり全会一致の主義をすつと貫いて參つております。

○竹下豊次君 私がこの質問をいたすゆゑんのものは、閣議を経ずして内閣総理大臣の單獨の意思を以て指揮監督をするといふやうなことになるつては、非常な専断の起るきらいがある。従つてそれはやめなくちやいけない、是非

閣議を経た場合でなくちや指揮監督権を行使することができないのだ、かように運営して行かなければならないのだと思つております。今承りますといふと、閣議といふものは現行法によれば、まあ過半数でもきめられるといふ解釈もあるけれども、併し實際は全員一致でということをやつておられるといふことであります。それでこの後も運営を續けておいてなるならば、私のこの心配は杞憂に歸するわけだと思ひます。ただこの「内閣を代表して」といふ言葉では、私のお尋ねしたやうな疑問が起りやすい表現の方法ではないかと思ひます。従つてこれはやはり「閣議を経て」とか、或いは「閣僚全員の一致で以て」といふやうなことを明確に規定する必要があるのじやないか、そのほうが無難じやないか、こういうふうに考へておりますが、その点については長官の御意見如何でございますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 「内閣を代表して」といふ言葉を入れましたのは、只今申しましたやうに、これがありませんと、閣議の意思にかかわらずに総理大臣が独断専行されるように見えますから、それを防ぐ趣旨で特に「内閣を代表して」といふ言葉を入れたので、その趣旨は先ほどお答え申上げた通りであります。たゞ、憲法の中にも「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し」云々といふやうな文字も使われておりますものですから、これを借用いたしましたし、最も適切な言葉ではあるまいかといふ氣持で入れたわけでございます。

○竹下豊次君 それから次に第八條に長官の指揮監督権の規定があります。これによりまして、長官は、「それぞれ当該幕僚長を通じて行ふものとする。」「こうなつております。ところが総理大臣の指揮監督権には何ら條件が付いておりません。というのは、長官を通じて指揮監督するといふことにはなつておりません。これは長官を飛ばして各幕僚長に早速総理大臣から指揮監督することができるといふ意味でございますか。何かそこに第七條と第八條の書き方を違わしておる意味がありますかどうか、それを一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 第八條のほうは、防衛庁が総理府の外局でございます。防衛庁の長である内閣総理大臣の指揮監督を受けまして、外局の長官がその事務を掌理するといふ趣旨を第八條の本文で現わしておるわけでありまして。ただほかの役所と異なりまして、陸上、海上、航空の幕僚監部といふやうなものを以てしまして部隊の構成の一つの重要な機関としたしておりますので、現在の保安庁法におきまして、保安庁長官が保安隊、警備隊の部隊及び機關に命令を下しますのは、第一幕僚長又は第二幕僚長を通じてやる、そこで一つしほりまして命令が單純に徹底するようにしようといふところで第八條の但書に相當する規定が現在の保安庁法に入つてゐるわけでありまして、それを今回踏襲いたしまして第八條の但書として規定したわけでございます。

○竹下豊次君 第八條の氣持はわかりませんが、徹底するようにやつて行くには、総理大臣の指揮監督權だつて同じ理窟じやないか。併し長官の場合には、第八條にそれがはつきり書いてあ

るけれども、第七條に總理大臣の権限を規定してあるところには、ただ「指揮監督権を有する」と書いてあつて、長官を通じてということが書いてない。ということは長官を抜かしてやるのだらうという疑いが解らずにできるわけであり。その点を伺つてゐるわけである。

○政府委員(加藤陽三君) 第七條の「内閣總理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」というの、憲法にありますが七十二條、これに相當する規定でございまして、私どもといたしましては、總理大臣の行政各部に対する指揮監督権を規定してありますと同じ趣旨で運営せられるものである。即ち行政各部に対する指揮監督権でありますから、行政各部の長官に總理大臣の指揮権が直接行くのであります。長官を飛ばしてそれ以下に直接行くということではできない、かように考へておるのであります。でありますから第七條の指揮監督権につきましては、第八條にありますが、特別な規定を設けなかつたのでございまして。

○竹下豐次君 私はお尋ねするの、問題が複雑になつて行くような場合に、働いておる下僚から申しますと、自分の直屬の長官、その上の又長官というのがあります。命令が二途に出る場合が、小さい場合におきましてよくあるわけであり。殊にいろ／＼な國家の大事の場合に、總理大臣の意見と長官の意見が違つて、このことは考へられるのであります。そのときに両方から出るというやうなことになる、下の者は働かざるやうなわけであり。それを私心

配してありますので、そういうことのないように一本にして行くというところが極めて重大なことではないか。そこにこの条文の書き方が違つておられますので、その疑問を持ちましてお尋ねをしたわけであり。今の御説明によりますと、長官を抜いて直接に總理大臣が指揮するということはないのだというのを伺ひました。私の疑問は解けるわけであり。この問題に対する質問はこれで終ります。

それから第十條の「その他の長官直轄部隊」というのがありますが、これはどういふのでしようか。一、二例で御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(加藤陽三君) 詳細のこととは又調べまして申し上げます。「保安庁の現況」という資料を差上げてございしますが、図表のほうに「保安庁組織一覽表」というのがござい。その中に長官直轄部隊と書いてござい。施設部隊でありますとか衛生部隊でありますとかいふやうなものが、管区、方面を除きまして直接長官につくことになっております。

○竹下豐次君 資料を頂いてゐるならそれで拝見いたします。

それから第九十二條ですが、これは第七十八條の治安出動の命令を待たないでも、一度防衛出動を命ぜられた場合には、治安出動をすることができ、そういう意味でしようか。重ねて治安出動の命令をする必要がないといふやうに解釈していいのでござい。○政府委員(加藤陽三君) お述べになりました通りでございまして、防衛出動を命ぜられた場合におきまして

は、特に改めて治安出動命令を出さなくても、必要に応じて、公共の秩序を維持するための行動をすることができるといふのが九十二條第一項の趣旨でござい。その場合の権限等につきまして第二項以下に規定してあるわけであり。

○竹下豐次君 非常に急ぐし、そうして當然のことだから更に重ねて命令を出す必要はない、こゝう考へ方でござい。それから「訓練のための漁船の操業の制限又は禁止」については、百五條にそういう場合に補償の規定があります。それから百三條の場合「防衛出動時における物資の収用等」、これは直接この一項には規定があり。んで、三項に災害救助法が援用されております。これは災害救助法を一々私研究すればわかるのかとも思ひますが、訓練のための漁船の操業の制限又は禁止等に対する場合の補償と、防衛出動時における物資の収用等に関する、これもやはり災害救助法の適用という補償の問題だと思つておりますが、どんな違いがありますか。その違つた部分を要領よく御説明願ひたいと思ひ。

○政府委員(加藤陽三君) 百三條のほうは、主として陸上における物資の収用等でござい。で、考へ方といひまして災害救助法によりまして物資の収用、使用等の規定を設けております。この考へ方と似ておるやうに思ひ。災害救助法の規定の趣旨に倣ひまして必要な手続とか或いは補償をやるというやうに考へて、百三條が規定されておるのであります。百五條のほうは、勿論災害救助法には

これに該当するやうな規定はございせん。米軍の訓練のための使用に供する場合も、漁船の操業の制限又は禁止につきましての単行法律が出ておりますが、この自衛隊の行います訓練のための漁船の操業の制限又は禁止につきましては、米軍が訓練をやります場合の漁船の操業の制限又は禁止に関する法律と歩調を合せて、大体同様な趣旨で百五條の規定を設けておるのでござい。補償の仕方がどう違ふかといふことではござい。その手続等につきましては、大体それを府県知事等に申請いたしまして、府県知事等から所管の大臣の所に書類の申達を受けるやうにして決定をし、補償をするということになるのでござい。ちよつと私質問を取違へたかと思ひ。

○竹下豐次君 これは對照されるという、細かい点はなか／＼今こゝで答へ願ひたいと思つております。が、私はその二つの場合を區別して補償の程度を違ひして行くのがいいのか、或いは相當に差別をつけなければならぬものかといふことそれ自体に疑問を持つてゐるわけであり。そのうすると一應規定の上で違ひがあるといふことを先ず承つておきたい、かやうに考へましたのでお尋ねをしてゐるわけであり。これはあとで結構でござい。それから次に第八十四條ですが、これは外國の航空機が日本の上空に飛んで来た場合であります。「自衛隊の部隊に對し、これを脅威させ、又はわが國の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。」と書いてあります。「必要な措置」、こ

れはいろ／＼あるだらうと思ひ。これは主にどういふことを狙つておられますか。撃墜するとか何とか、一應退去命令を発するとかいふやうなことはもとよりありましようが、それでもきかなかつたときにはどうするか、その考へを承りたいと思ひ。

○政府委員(加藤陽三君) これは必要な措置として退去を命ずることに先ず努めなければならぬと思ひ。でありまして、空中における航空機の信号等によりまして、こゝは我が國の領空である、退去しろ、こゝに來たものは退去しろといふやうなことを通告をするわけであり。それでどうしてもきかないといふ場合は、実力の行使になる場合もあると思ひ。事柄は非常にデリケートな問題でありますので、よくこゝは我が國の領空であるといふことを了解させた上で、退去をさせるという手段を講ずべきであるといふことを考へて書かれたものであると存じます。

○竹下豐次君 次に、第二十五條、學校に關する規定であります。これは私は學校の訓練、教授といふものは特に力を入れてもらなければならぬ問題だと思つております。日本に自衛隊を作り、又將來再軍備をするといふやうなことがあると仮定いたしました。一番心配されるのは、自衛の名義で以て侵略戦争を始める危険があるといふことでありまして、そういうことのないやうに、自衛隊關係の隊員に對する訓練は平生よほど氣を付けて、平和主義の訓練をしなければならぬわけであり。つきましては、學校の任務といふものは非常に重大であると

これは外國の航空機が日本の上空に飛んで来た場合であります。「自衛隊の部隊に對し、これを脅威させ、又はわが國の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。」と書いてあります。「必要な措置」、こ

これは外國の航空機が日本の上空に飛んで来た場合であります。「自衛隊の部隊に對し、これを脅威させ、又はわが國の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。」と書いてあります。「必要な措置」、こ

これは外國の航空機が日本の上空に飛んで来た場合であります。「自衛隊の部隊に對し、これを脅威させ、又はわが國の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。」と書いてあります。「必要な措置」、こ

これは外國の航空機が日本の上空に飛んで来た場合であります。「自衛隊の部隊に對し、これを脅威させ、又はわが國の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。」と書いてあります。「必要な措置」、こ

これは外國の航空機が日本の上空に飛んで来た場合であります。「自衛隊の部隊に對し、これを脅威させ、又はわが國の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。」と書いてあります。「必要な措置」、こ

これは外國の航空機が日本の上空に飛んで来た場合であります。「自衛隊の部隊に對し、これを脅威させ、又はわが國の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。」と書いてあります。「必要な措置」、こ

思います。これも資料に配付されてお
るのか知りませんが、私の聞きたいの
は、どういう学校があるのか、それか
らその学校の定員がどういうことにな
っているのか、各学校の入学資格はど
ういうことになっているのか、学習期
間はどうなっているのか、いろいろそ
れぞれの学校に関する課程の問題とか
いうようなことを承りたいのであり
ます。これも資料を頂いておるのだ
か、どうですか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在保安庁
で持つております学校につきましては
は、保安庁法の施行令の二十六条に書
いてございます。お手許に送上げまし
た関係法令集の五十五頁でございま
す。保安隊の幹部学校、普通科学校、
特科学校、武器学校、施設学校、通信
学校、衛生学校、業務学校、航空学
校、それに警備隊といまして実科
学校といふのがございます。その二十六
条の一に所掌事務について規定をして
おるのでございます。学校の中の教育
のコースでございまして、これは各学
校につきましても、例えば幹部の者の教
養をいたしますコースもございませ
すし、或いは士補級の者の教養をいた
しますコースもございまして、幹部の者の
コースにつきましても、上級のコース
と基本のコース、いろいろ置かれてお
るわけでございます。今度自衛隊法が
施行になりますと新たに航空の方面に
つきましても新たなコースを設けなけ
ればならないと思つて研究中でありま
す。

附則にでも書いてあります。

○政府委員(加藤陽三君) 大体お手許
に送上げました総理府令のあの要領の
中に、現在の保安庁の例に倣つて規定
を適用すると規定しております。

○竹下豊次君 それから次に、問題の
保安隊のほかに今度教育局というもの
をお加えになる、これは大変私は結構
なことだと思つております。ところが
その医務のほうですね、これは一朝事
の有る時には極めて重大な事柄だと思
つておりますが、従来日本に軍備があ
りました時代には、相当大きなものが
あつたのじやないかと思ひます。今度
これが加わつていないのはどういふお
考えでありますか、もとより地方の部
隊等につきましても、それ／＼病院と
いふものが規定にもありますが、それ
はありますけれども、併し全体の計画
を立てるといふようなためには、やは
り本庁のほうにそれを統轄する一つの
医局とかいふようなものがなければな
らないのではないかと。この規定を見る
といふと、その規定ではどこに所屬す
るかといふと、私の解釈によると官房
の一部でやりになるのか、他のいず
れにも所屬しない事項、それでは余り
軽く扱い過ぎるのではないかという感
じがするのですが、その点を伺いた
い。

○政府委員(増原恵吉君) 御質問の趣
き誠に御尤もであります。沿革的に申
しますと、最初警察予備隊のときまし
た当時、実は医務局がございまして。
保安庁になりました際に医務局が削除
になりました。今度防衛庁設置法案を
出します際に、仰せになりましたよ
うな趣旨で医務のほうを拡充したいと
いう意向は皆でい／＼考えたのでご

ざいですが、やはり全体としての構想
を成るべく圧縮簡素にするという政府
の基本方針と睨み合せて、このた
びは医務局は案として設けるに至りま
せんでした。ただこのたびは参事官を
八名以内置いて頂けるように案に書い
てございまして。この中で適当な人があ
りますれば、というもとより条件附で
ありますが、そういうものを考えるこ
とを長官としても腹案に持つておられ
るようでありまして。現在は人事局の中
で医務の關係、医務課長というものが
人事部にございまして、資料の關係は別
に裝備にございまして、医務課は人事
局のほうで扱つておるわけございま
す。人事局長が基本的な医務全体のこ
とについて考えをめぐらす。部隊のほ
うには特に一幕の中に衛生監という非
常に重いものを置かしまして、これが一
幕のほうの陸上、今度の陸上自衛隊の
医務關係を統轄しまして、その下に医
務課長、これは行政系統的にはちよつ
と特殊なものでございまして、下に
医務課長といふものが別にありまし
て、その上に衛生監といふものを置い
てやつております。医務關係全体がだ
んだん伸び悩んでおるといふことが、
うまく参つておりませんのであります
が、だん／＼と予算の御議決を願いま
して、本年度中には中央病院、地方病
院等相当しつかりしたものを作り上げ
ることにして、現在工事がもはや
竣工いたしておるような状況になつて
おります。医務關係は十分努力はいた
して参りたい、かように考えておりま
す。

○竹下豊次君 その医務關係は技術だ
けではありませんで、いろいろ／＼な施
設、それから医療とかいろいろ／＼あるわ

けでありますから、人事局のほうでお
扱いになるのは、これは一貫しないこ
とで、便宜上このあとの漸進の一段
階としてこれからのやつて行くといふ
お考えかも知れませんが、これは一つ
十分お考えを願わなければならんこ
とだと思つております。殊にいざとい
う時に、自分たちの子弟が負傷したり、
或いは死んだといふような場合の、手
当が十分に届かないといふような、こ
れくらいいじめないといふのであり
ます。人道的に考えましても、何より
も先に力を入れなければならぬ施設
である、こう私は考えておるわけであ
ります。これは十分の御研究を願いた
いと思つております。

それから大体私のこの各諸事項の主
なるものについての質問はこれで終
たわけでありまして、昨晩の毎日の
夕刊に自衛隊の補充増員案、これは保
安庁案として出ております。陸上が七万
一千とか補充と増員両方合せた数が出
ておりましたが、あれは新聞に出てお
つた通り間違ひないことに了承してお
いてよろしいと思ひます。

○政府委員(増原恵吉君) あれは資料
として送上げましたものが出たものと
思ひますが、細かくまだよく目を通
しておりませんが、ただそのつもりで
おります。

○竹下豊次君 委員長、私の質問は一
時間余りたちましたが、まだ少し持時
間が残つておりますので、又あとの機
会にはほかの事項について御質問するこ
とをお許し願ひたいと思ひます。

本日の私の質問はこれで終ります。
○矢嶋三義君 さつき竹下委員長が学校
の問題を伺つたのですが、それに関連
して一言伺つておきたいが、それは従

来の保安大学校等にいたしましたも、
校長は教官を任じておつたわけだ
ね。ところがこのたびからは自衛官を
以て校長に充てるということになれ
ば、これは各学校のみにかわらず、
他の自衛隊、防衛庁關係の技術研究所
あたりにしても、従来は教官を以て
任ずるとなつておつたのを、今後は
皆自衛官となつて、あらゆる教官を
も殆んど全部自衛官に限るようにし
たわけですが、これはどういふ理由で
すか。むしろ私は保安大学発足当時に
政府見解として発表したように、やは
り非常に民主的な、見識豊かなむしろ
教官のほうに校長としては適任ではな
いかと思ふのですが、すべての教官の
長、教官、技官といふのを追放して自
衛官一本槍にしたのはどういふ見解の
下になすか。関連して伺つてみたい
と思ひます。

○政府委員(増原恵吉君) これはちよ
つと資料をお読み頂くときに、こちら
の書き方に念が届かなかんども知れま
せんが、保安大学校は何と申しま
すか、長官直屬の附屬機關であります。
これは先ほど申し上げました資料に書い
てある学校とは別の区分に属します。
従ひまして将来も保安大学は教官で
ございまして、技術研究所も技官でござ
います。お手許に上げた学校といふの
は、今の第一幕僚監部に属すると申し
ます。か、将来の陸上自衛隊に属する学
校、いわゆる実科学校といふますか、
そういうものでありまして、この校長
さんたちはやはり自衛官、今の一幕に
属する人たち、そういうことでありま
して、保安大学校は従来通り、将来名
前が防衛大学校と、或いは技術研究所
は防衛に關する技術研究所と變ります

が、これはやはり教官、技官を以て充てることになっております。

○委員長(小酒井義男君) よろしくございませうか。

それでは只今より暫時休憩をいたします。

午後零時一分休憩

午後二時九分開会

○委員長(小酒井義男君) 只今より委員会を再開いたします。

○矢嶋三義君 委員長議事進行について。岡田委員が質問される前に、私は今日の午後の再開時刻は一時から二時になったことに關連いたしまして、木村長官に所信を承わりたいのであります。

○委員長(小酒井義男君) 今、この重要二法案を審議して参りますが、委員会の出席要求に対して長官は如何うに心掛けておられるか。当委員会から出席を要求された場合に、大臣としては自分の好むときには出席し、自分の気の進まないときには委員会の出席を拒否すると、こういうお態度で委員会の出席に処されるのか。委員会の出席要求に対しての大臣の基本的な心掛けについて承わつておきたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。私は委員会の要求に対して、好みによつて出たり出なかつたりすることはいたしません。

○矢嶋三義君 では木村長官は立法院の委員会から出席を要求されたならば出席して誠心誠意議員の質疑に答える、こういう心掛けでおられると了承してよろしくございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 当然のことでございます。従来から誠心誠意私は出席し、答弁しておるはずであります。

す。

○矢嶋三義君 然らばお尋ねいたしますが、本日午後一時再開が、委員長の衆議院側の内閣委員長との話し合いによつて再開時刻を二時とされた。然るに長官は、本委員会も開会されない、衆議院の内閣委員会も出席されない、それで一時を空費された。而も国防會議の問題につきましては、衆議院の内閣委員会と木村長官の間には、いろいろと會つて今までの経過がございませう。従つていつかはそういうことはまだ出席をされるでございませうが、かくのごとく両院の委員長で話し合いが出て委員長から出席を要求されるのに、それに出席しない。この間のほうでは委員会は継続されない、かくのごとき形において一時を空費されたことは、これは只今の木村長官の立法院の委員会出席要求に対する基本的な心掛けと相反するものと考へますが、如何でございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今の御言葉であります。全然間違ひであり、私は當委員会が終るときに、午後一時からここに出席しております。衆議院との間のことは私は関知しません。

○矢嶋三義君 私は本委員会に限らず、立法院から大臣が出席を要求されたときに、それに対する大臣としての心掛けは如何うでありますかというのを承わつておるのであります。現に確かに衆議院側の内閣委員長から木村長官の出席要求があつて、それが原因で開会時刻が一時間遅延されたという事は、大臣自身御承知の事なんです。然るに立法院の要求に應ぜられずに、而も本委員会としてはその経過から開会時刻を午後一時から午後二時としたために、その一時間というものは空費されたわけなんです。

○國務大臣(木村篤太郎君) この委員会が午後二時になったことは私は存じません。ここで私は退席するときに午後一時から開会するという委員長の前で明であつたから、午後一時に私は正式にここに来ておるのであります。

○矢嶋三義君 それでは重ねて伺ひますが、衆議院の内閣委員会からは、衆議院の内閣委員会に出席要求はなかつたということをおあなたは申されるわけでありませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はありません。非公式に田中君が来てそういうことはありましたが、ここで午後一時から開会するという正式の委員長の宣言でありますから、私はその宣言を確かに心に覚えてここに午後一時に来ておるのであります。

○委員長(小酒井義男君) 矢嶋君に御報告を申し上げます。実は衆議院側からの要請がありましたので、そのときに二時に開会をするという報告をいたしましたと同時に、政府委員室の増原次長に対して、衆議院側と話し合いの結果、一時間延ばすことにして、参議院のほうを延ばすことにしましたから、それでは一時間向うに出て頂きますよう、こういう連絡を私はとつてあります。その経過について只今衆議院の内閣委員長と話し合いました結果、衆議院側の内閣委員の各位と相談の上で、改めて出席の要求に來ると、こういうことで了承して、今衆議院のほうに帰つておられますので、その点あなたにまだお話ししてありませんが、こういう経過になっております。

○矢嶋三義君 ではその委員長の報告は了承いたしました。ただ併し余り時間をかけても気の毒ですから、更に一点を伺わなくちゃならない。木村長官は午前中の休憩のときに、委員長は午後一時再開と言つたから、その通り自分は受けて他のことは一切自分は聞いていないというけれども、只今の委員長の発言によれば、ちゃんと正規のルー・トを通して増原次長を通じてそういうことを通告してあるのに、木村長官は威だけだかにそういうことを言われるのは、それは飛んでもないことであつて、私はそれは取消して頂きたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私から言へば、あなたの発言はこんでもないこととあります。私は委員長の午後一時という開会に対して、私は正式に私は承わつておるのであります。私に對してそれじや衆議院の内閣委員長から来てもらいたいと言つて、仮にあつた場合に、この委員会を無視して出席してもよろしいか。

○矢嶋三義君 そういうしやべり方はないですよ。委員長は只今の発言ではつきりと委員長は増原次長に對してかくになつて、こちらは午後二時になつたから一時間だけ衆議院の委員長代理である田中理事の要請に基いて委員会に出て欲しいということを小酒井委員長は直接に増原次長に通告してあるというのだから、何も委員長に落度はない。当然あなたは増原次長からそのことを受取るべきであつて、若しとつていなくてあなたは今その場でそういう発言をされるならば、これは増原次長にここで責任の所在を明確にしなければならぬ、そういうことでございませう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は當内閣委員長に落度があつたとは決して思つておりません。併し私は小酒井委員長から私に對して正規のお話はなかつたのですよ。

○矢嶋三義君 次長に伝えたと言つたじやありませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 次長からは私にありません。

○矢嶋三義君 それでは増原次長の態度はそれで十分だと思いますか。増原次長はあなたの部下でしよう。増原次長に言つたら、当然あなたに言つておるはずでしよう。それが言つてないという部下の不行届に對して、ここで私の意を表すべきじやありませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は遺憾の意を表する理由はないと思ふ。

○矢嶋三義君 増原次長を呼んで下さい。

○植竹春彦君 この問題はもう理事会でもお互いに済んだ問題でありますし、又そういうたような議事進行についての発言が長引きますと、時間が非常に貴重であるし、又場合によつては自由党のほうからこの委員会の議事の運営の仕方についてお伺ひをしたい点も出て参りますので、誠に貴重な時間だと思ひますから、この辺で一つ一般質問を開始して頂きたいと思ひます。

〔聞きたいね、自由党から何を聞くのだ〕と呼ぶ者あり

○矢嶋三義君 木村長官何も知らないで、あたかも僕に抗議的に出てゐるので、とんでもない……。

○委員長(小酒井義男君) 増原次長の出席を求めますが、増原次長の出席を

求めた上で今の問題を御質疑願うことにいたしまして、法案についての御質疑をこれから開始をしたいと思ひます。

○八木幸吉君 行政機関の定員法は本院に衆議院から回付されましたのは三月三十一日でありまして、従ひまして憲法第五十九条の規定によりまして、本月の二十九日には若し審議を終らない場合には、同法案は参議院において否決されたと同様の運命を受けるわけでありまして、従ひまして両院協議会にこれを持込むか、或いは衆議院が三分の二を以てこれを決して法律案として成立するか、この二つの段階にすでに数日の後にはなつておるわけでありまして、従ひまして定員法が実質的に否決されるという運命を皆さん方が御了承であればよいわけでありまして、けれども、万一さうでない、この法律案に對する参議院としての態度を表明する必要があると、こうお考えになりますならば、今日の二十九日までに議決を終らなければならぬ。その点に對して、この會議が終つてからでも結構でありますけれども、定員法を否決の運命に置くか、或いは本院においてこれを議決するか、どうするかという事を理事會にお諮り下さらんことを、あらかじめお願いいたしておきます。

○委員長(小酒井義男君) 承知いたしました。

○山下義信君 委員會の議事の運営方について、今八木君から御発言がありました、理事會で御相談下さるのでしたら、昨日矢嶋委員からも御発言しかけておられたのでありますが、當委員會にかかつておる調達庁の設備法の

一部を改正する法律案、これは言うまでもなく國連協定によりまして、進駐軍勤務者が間接雇用に切替へられまして、その措置をしなければならぬ役所を作るわけで、これは労働基準法の規定によりまして、一旦米軍の勤務者を解雇するには三十日以前に通告しなければならぬという規定があつて、一刻も早くこの調達庁の一部改正はやらなければならぬということ、私は、私本日その陳情も受けたわけですから、これもどうするかということ、政府のほうとも御相談になりまして、全体の内閣委員會の手持ちの法律案の議事についての打合せがありまして、理事會に、至急にこれは審議を促進するようにお諮りを願ひたいと思つたのです。

○委員長(小酒井義男君) 承知いたしました。

○山下義信君 希望いたしておきます。

○木村禮八郎君 私、あした質問することになつておりますが、要求した資料がまだ出ていないのです。十一の資料を要求したのでありますが、そのうち至極簡単な二つの資料しか出ておりません。質疑に非常に必要な九つの資料がまだ未提出です。これは明日すぐ間に合うように委員長の方から是非督促して頂きたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) それでは只今八木委員、或いは山下委員から御発言のありました緊急を要する諸法案の取扱等につきましては、本日の質疑の終つたあとで、理事會を開いて御相談することになります。

○矢嶋三義君 資料の要求を一つ、只今木村委員から資料の件がありましたから、私二つだけ資料を要求いたしておきます。その一つの資料は保安隊並びに警備隊に起りし規則違反の種別と年月別、それから旧陸海軍があつた当時の規律違反の概数ですね、比較する關係上、そういう形で表にされた資料を出してもらひたい。それからもう一つは、保安隊並びに警備隊の武器その他の発注先別、而も年月別になつてゐる表を出して頂きます。それは大体金額は十萬円程度以上でよろしいと思ひます。それからもう一つは、学校の生徒募集について、年度別に募集人員と応募人員との比較、隊員について、年度別に幾ばくの除隊者があつたか、その除隊人員、そしてその理由の大別、以上の資料はすべてもうあることと思ひますので、そう手数はからんとお思います。それから出て頂きたい。要望いたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今の資料の要求であります、旧軍時代時代の規律違反の件数は、これは或いはないかも知れませんが、それだけ御了承願ひたい。

○政府委員(加藤陽三君) 隊員についての除隊者の数はわかりませんが、けれども、どういふ理由で除隊したかということにつきましては、正確な資料は今私の頭には……、只今やつておりませんので、これは一つ御勘弁願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 わかるだけで結構です。わからなければわからんで了解。

○岡田宗司君 先ず木村長官にお伺ひいたします。

自衛隊法の第三条によりまして、自衛隊は、わが國の平和と獨立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防衛することを主たる任務とし、……、こうなつてゐる。これは保安庁の場合の保安隊と違ふということ、先ほど竹下委員の質問の際にも論じられたところでありまして、そこでお伺ひしたいのです。今自衛隊は、あなた達のしばしの言明、或いは副總理或いは吉田總理の言明によりまして、軍隊ではない、こういうふうになつてゐる。勿論私も今日の自衛隊は、もうすでに軍隊である、こういうふうな考へてゐるのだから、仮に一步をあなたがたの議論に譲るといたしまして、軍隊でない、こういうふうな考へました場合に、この保安隊から自衛隊になつたといふことは、これは本格的な軍隊に近付いてゐることを意味するわけですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。これはしばし申上げました通り、軍隊の定義如何によると考へております。軍隊とは要するに何ぞや。そこでこの外部からの武力攻撃に對しこれを守る實力、いわゆる部隊と稱してもいい、そういうものを軍隊と、こういうことであれば、まさに自衛隊は私は軍隊と言つてよからうと思ひます。従つてこれは定義如何の問題だと思ひます。

○岡田宗司君 そこで伺ひたいしますが、今述べられた木村長官の言は、あなたの定義でございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はそう信じてゐるのであります、學說上軍隊といふものは何であるかということ、まだ承知いたしておりません。

○岡田宗司君 少くとも保安庁の長官として、今度自衛隊の長官になられる

あなた、軍隊の定義を學說上承知してゐないなどといふことは、これは実に笑うべき話だ。それであなたは今言われたような意味で、もはやこの自衛隊は軍隊であるという實際の實体を備えてゐると、併しながら日本の憲法が軍隊を持つことを禁じてゐる、そういう意味で軍隊でない、こういうふうな言われてゐるのじやないかと私は思ふのですが、一体あなたは自衛隊がまだ軍隊でないと言はれるのは、実体が軍隊としてではなくという意味なのか、それとも日本の憲法が禁じてゐるのか、お伺ひしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 日本の憲法で禁じてゐるのは戦力でありまして、戦力と軍隊とは、私はその意味が違ふと解しております。

○岡田宗司君 これは面白いお話です。戦力と軍隊とは違ふ、然らばですね、この軍隊があなたの言ふ意味の戦力でなければ、軍隊を持つて差支えないのだと、こういうことでございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 軍隊の定義如何によりまして、直接侵略に對して對処し得る部隊を持つといふことは、憲法に違反するところじやありません、これは自衛力の範圍内でありまして。

○岡田宗司君 そういたしますと、今言われたような意味における軍隊は持つても差支えない、こういうことでございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) まさにその通りであります。

○岡田宗司君 まあ木村保安庁長官は、そういう意味の軍隊は持つても差支

えないと、こういうことになつていく。そこでまあ戦力なき軍隊という問題が又起つて来るわけですが、保安隊のときにも戦力なき軍隊、併し今度自衛隊になりますという、任務も交つて来た。それから数量も殖えて来た。又恐らく今後も増強されるだろう。そうなるで参りますとすね、戦力なきものが漸次戦力を持つ方向へ行く、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) もとよりこの自衛隊が、その質量において増加して行つて、その程度如何によりまして、或いは戦力に至らないとも限りません。

○岡田宗司君 質量が増加して、戦力に至るといふ場合には、これはまああなたの言ふ戦力を持つ軍隊になるわけでありませう。この量の増加がつまり軍隊というものの質の変化を示す段階があるだろうと、これは何ですな、水が百度になりますという、蒸気になるようなもので、この限界と申しますか、そこは一体どの点にあるのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) いわゆるこの近代戦を有効的確に遂行し得る能力に至るかどうか、そこで基準を求めべきものと考へます。

○岡田宗司君 あなたは近代戦遂行の能力、こういうことでございませうが、近代戦遂行能力ということば、例へば現在におきましては、近代戦と申しますと、それこそ原爆、水爆の問題がすぐに出て来るのであります。或いは又ほかの科学戦、大規模な空中戦争、或いは海上戦争、そういうものの

を遂行する能力ということばを指しますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そうではありませう。さうな大きな実力を持つてゐるものは、もとより戦力でありませうが、そういうものを持たなくとも戦力に至る場合があり得ると考へております。

○岡田宗司君 そういたしますと、今自衛隊の増強によりまして持つ力というものは、今私の申し上げましたようなティピカルな近代戦の能力より遙かに以下であつても、戦力ある軍隊になり得る、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) なり得ることはあると私は思ひます。

○岡田宗司君 それは例へばこの増強計画が本年度だけではなくて、来年、再来年と続いて行くと、そういうしたまはしてですね、まあほ三カ年間で陸上部隊が十八万くらいになると、そうして一方において憲法改正があなたたのスケジュールで以て進められて行つて、それが變つた途端に軍隊になる、そういうスケジュールであつたのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) さうなスケジュールで計画してゐるわけではありませう。ただ我々といひましては、不当な外部の侵略に對して、これを防衛することを企図するのであります。これは現在の段階においては戦力に至らざる程度において漸増しようという目的でやつてゐるのであります。

○岡田宗司君 この國が攻めて来るかも知れませんが、戦力に至らざる程度の軍隊で、あなたの言われるところの

自衛が達せられますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) もとより我々は達し得ないと考へております。から、今の、現在の段階においては、アメリカの、駐留軍と互いに手を携へて、日本の防衛の全きを期して行く次第であります。

○岡田宗司君 現在ではその力がないから、アメリカ駐留軍との協力をしなければならん、こういうことですが、この点はあとでお伺いしますが、次にお伺いしたいのは、憲法九条の問題はもうすでに盛んに論議を尽くされておりますが、私はまあこれの問題について今ここで論議しようとは思ひません

が、あなたの言われる本格的な軍隊、つまり戦力を持つた軍隊になるという場合には、現在の憲法は変えなければならん、こういうふうな考へますが、あなたの場合には憲法は変えなければならぬ、こう考へますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) もとよりさうであります。

○岡田宗司君 そこでこの憲法改正の問題ですね、憲法の改正によつて本格的な軍隊を持つという事は、單に九条の改正だけにとどまらんとする。徴兵の問題その他の問題もありましよう。或いは近代戦における國家總動員の問題もございませう。そのほかいろいろな点で改正しなければならぬ点があると思ひますが、若し本格的な軍隊を持つ場合における憲法の改正点はどこにあるか、この点を一つ法律家である木村長官の明確なる御答弁を願ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 憲法改正の論議であります。憲法を改正すべき場合においてどういふ点を改正す

ることを可とするかということについては、いろいろこれは考へ方があるだらうと思ひます。若しも憲法を改正する段階に至りますと、九条のみにとどまらず、あらゆる観点から再検討する必要があるのじやないか。その点については私はどういふ点について改正すべきであるかというこの確信は得ておりません。

○岡田宗司君 保安庁長官はとき／＼私見を漏らされることが多いと思ひますが、その私見をお伺いしたい。

(笑聲)

○国務大臣(木村篤太郎君) まだ私見を述べるべき段階に至つておりません。(笑聲)

○岡田宗司君 都合のいいときには私見を述べると、都合の悪いときには私見を述べない段階に至つていない。これはどうも勝手な話でございませうが、まあそれでは次に伺ひますが、あなたが防衛力の漸増の問題について、大体陸上部隊のことを指すのだらうと思ひますが、二十三万程度までは現在の募集の方式で行けると、こゝ言われておりましたが、それ以上になりませう場合にはこれは徴兵制度でなければならぬ、或いはそれに類似したものではない、こういうふうにお考へですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) さうであります。陸上部隊二十二、三万は或いは募集制度で行けるのじやないかと考へております。それ以上になると私は徴兵制度でなければ行けないのじやないかと考へております。

○岡田宗司君 そうなつて参りますと、そこで徴兵制度を布くということになれば、これは憲法改正がどうして

も必要だと思ひます。その場合に憲法の何条をどういふふうな改正すればこの徴兵制度が布けるといふふうにあな

たお考へですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そいつはこの憲法を十分検討しなければ何で、私は今どの個条を改正すべきやということについての成案は持つておりません。

○岡田宗司君 それでは法制局長官にお伺いしますが、法制局長官としてはその場合にはどの点が改正せられるべきものとお考へですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私のほうも不勉強でそこまで改正の方向を指しての研究はいたしてありません。従つて、例へば渡辺鐵藏さんの細かい改正案というふうな参考資料もこれは眼につれておりましたが、さういふものによりまして、やはり一条明らかにしたほうがよろからう、何か国民の名譽ある義務であるとかいふような形をたしか書いてあるのも私は拝見いたしました。非常に参考になると思ひます。(笑聲)

○岡田宗司君 どうもあなたに参考書を教へて頂いたやうなことになるつておかしな話ですけれども、これはやはりあなたは二十二、三万までは今の制度で行けるが、それ以上はむづかしいとかいふことは、若しあなたが二十二、三万以上に殖やすといふことを考へておられるとすれば、これは憲法改正は具体的な問題になつて来て、そこで伺ひますが、あなたは現在十一万が十三万になつた程度だが、一体二十二、三万以内にするつもりなのか、或はそれを超える場合もあり得ると考へられるのか、そこをお伺いしたい。

○岡田大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、自衛力漸増をして行くにつきましても、ただ人員とかの点だけではいかんのであります。いわゆる日本の財政力その他万般の観点からこれをよく検討しなければいけません。従つて我々といひましては、二十二、三万にこれを増やしていいの、又は増やし得るであろうかという点について慎重に考へて行かなくちゃならん点であらうと考へます。いわんや国際情勢が非常に微妙な点がありまして、国際情勢の変化というものを脱み合せてやらなければならぬ。今直ちに何万に増やすべきかといふようなことは、私は言う限りではないと、こう信じております。

○岡田大臣(木村篤太郎君) 安全保障条約の前文に、「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する」と、こういう文句がある。それから今度結ばれた日米相互防衛援助協定にも同じような文句がある。このことが、今日警察予備隊が保安隊になり、或いはこれが更に自衛隊になる。今後本格的な軍隊になるかも知れない、そのことを規定しておるものと思ふのですが、今長官が進められるところの漸増計画というものは、やはり日米安全保障条約から由來してあるものである、こういうふうで考へてよろしいと思ふか。

○岡田大臣(木村篤太郎君) もとより安保条約には日本の自衛力の漸増を期待してあるものであります。又我が国にいたしましては、御承知の通り、アメリカにおいては日本の駐留軍、少くとも陸上部隊の或るものを早く引揚げたという希望があります。従つて我が

はうといひましては、日本の財政力その他を勘案して、その許す限りにおいて自衛力を漸増して行こう、こういう考への下に我々は自衛隊法を提案しておるわけでありまして。

○岡田大臣(木村篤太郎君) 昨秋池田前大蔵大臣が渡米されて、いわゆる池田・ロバートソン会談といふものが行われた。その内容は詳しくは発表されておりましたが、併し、日本の自衛力の漸増計画の問題に触れていたことは明らかです。更に引続き東京におきまして岡崎・アリソン会談が行われておる。これがその問題に触れておる。そしてその結果として、日米相互防衛援助協定が、それができて来たと思ふのであります。自衛隊の漸増もその問題と関連があると思ふのですが、この漸増計画が、何カ年計画、例えば五カ年計画、或いは三カ年計画といふようなものを向うから示されて、それに基いてこれをおやりになつておるのかどうか、その点をお伺いしたい。

○岡田大臣(木村篤太郎君) 今お話の点は全然私には関係ありません。池田君とロバートソンとどういふ会談があつたか、それも実は私は正確に存じておりません。従ひまして、アメリカとの間に、どれだけのものを漸増してもいいかといふような希望も私は聞いておりません。我々は独自の考へ方でこの方針の下に漸増を進めておるのであります。

氏が日本に参りまして、そして日本に奨めたいといふか、或いは要求したいといふか、その結果である。今度の自衛隊への切替えと、それからこれの増加、これがアメリカと全然関係なしに進められておるといふことは私どもには非常に不可解なことです。と申しますのは、そのため日米相互防衛援助協定が結ばれて、ちやんと安保条約の前文にあるものと同じことが繰返されて、いるじやありませんか。そうすると、これがアメリカの計画と全然無関係に進められておるのだといふことは私は腑に落ちない。何故ならば、そういうような前文があるからばかりじやない、そのほかに、今の日本の保安隊を自衛隊にしてこれを増加して行く、或いは海上警備隊、航空隊を増強して行くといふ場合には、その武器をアメリカから受けるじやありませんか。そうすればその計画は当然向うと打合せれておるはずだと私は思ふ。その点について、あなたは無関係である、こう言われるけれども、これは国民を偽わ

り我々を偽わるものとしか思へないのですが、その点は如何でしょう。

○岡田大臣(木村篤太郎君) その点は、安保条約が締結されて、そうして日本がこの安保条約に基づき自主的に増強計画を立てておるのであります。その増強計画に基いてアメリカからMSA援助を受けて、日本の自衛隊に使うべき装備をアメリカから供手を受けよう、こういう段階になつておるのであります。

○矢嶋三義君 あなたが昨年六月九州の二日市で発表された五カ年計画、あれを骨子にしたものを池田さんはアメリカに持つて行つてロバートソンと話を

は、あなたが何とここで強弁されよう、と、そういうものがあつたということ

は否定できないと思ふ。

○岡田大臣(木村篤太郎君) 全然発表したことにはありません。その当時の随

○岡田大臣(木村篤太郎君) 先ほど木村長官は、今の日本の保安隊、或いは今度増えましてできる自衛隊、これだけでは到底日本の防衛に当るだけの力にならない。そこでアメリカの駐留軍におつてもいい、こういうことを言われたのであります。が、そういたしますと、あなたの言われる日本の自衛の目的を達するためには、アメリカ軍の力を借りなければいけません。こういうことになつて来る、併しアメリカ軍が日本におりま

をして、適當な処置を講ずることになつてゐるのであります。

○岡田宗司君 行政協定二十四条に基いて、共同行動をとるという事は認めになつてゐる。そういたしますと、日本軍とアメリカ軍との關係でございませうが、これはどういふことになりませうか。例えば日本は今日自由主義國家群に属してゐるという事は、吉田首相も岡崎外相もあなたも繰返して言われる。そうするとアメリカと共通の敵に對するといふことになるわけでありませうが、その場合に、アメリカ軍と日本軍との關係は對等のものであるか、或いは自由主義國家群全体の防衛の上においてアメリカの比重が非常に重たい、又アメリカの軍といふものが非常に強い、更に日本における、その上に日本軍に對しましては武器を供給してゐる、こういうような点から見て、いざという場合にはアメリカ軍と日本軍との關係は、こちらの軍隊が指揮下に置かれるといふ關係になるのではないかと。この点についてどういふふうにお考えになりますか。

○岡田宗司君 日本軍の指揮の下と、こういうことを言われておりますけれども、それはほんゝな指揮といふことになつてしまふので、恐らく防衛問題

における統一な行動が望ましいときに、そんな甘い考え方は許されないと。そういたしますと、どうしても現在の實力關係からいつてそういうことになるのじやないか。又アメリカはそれを期待してゐるのじやないか。なぜならば、そのためにアメリカは武器を供給し、或いは經濟援助を与える、更に自衛官ですか、これをアメリカに派遣して教育もし、そしてアメリカ式の訓練を行はせてゐるのはそういう場合を想定してゐるのじやないのですか。

○岡田宗司君 形式的に言へば、さうなことも考えられませうが、一朝有事の際においてはたゞ軍隊のみを考えていかんと思ひます。もとより國民感情も考えなければならぬ。或いは輸送の面も考えなければならぬ。或いは食糧の問題も考えなければならぬ。その大きな点から總合して、我々はそういう場合に処すべきであつて、必ずしもアメリカ軍の比重が日本の軍隊より重いだけのことで、直ちにアメリカの指揮下に入るといふことは考えられることではない、こゝろは私に考へます。

○岡田宗司君 私はどうも今おかれてゐる自衛隊のあり方から見て、事實上そういう場合にも入り、又アメリカはそれを必ず要求するものと、こういうふうにお考へてゐるのではありませんか、一體長官はそれに対して、そういうことはないと言明されてゐるのですか、果してそれを信じていいかどうか、私は疑問ですが、とにかくさういふようなことが起つたときに、長官ははつきりと、その自衛隊の全体の長官として、その自主性を強調して行く覚悟ですか。

○岡田宗司君 我々には協議をして指揮下に入ることも自主性だ、みずから進んで入ることも自主性だ、そういうふうにお考へになつてゐるのじやないですか。

○岡田宗司君 これはどうだかわかりませんが、アメリカ軍は日本にゐることを希望してゐる、そして日本の自衛力が増強されれば、アメリカ軍は撤退することを恐れてゐる、こういうふうに言われてゐるのではありませんか。

○岡田宗司君 先ほど長官が言われたことですが、アメリカ軍は日本にゐることを希望してゐる、そして日本の自衛力が増強されれば、アメリカ軍は撤退することを恐れてゐる、こういうふうなことを考へてゐるのではありませんか。

○岡田宗司君 我々には協議をして指揮下に入ることも自主性だ、みずから進んで入ることも自主性だ、そういうふうにお考へになつてゐるのじやないですか。

○岡田宗司君 我々には協議をして指揮下に入ることも自主性だ、みずから進んで入ることも自主性だ、そういうふうにお考へになつてゐるのじやないですか。

○岡田宗司君 先ほど長官が言われたことですが、アメリカ軍は日本にゐることを希望してゐる、そして日本の自衛力が増強されれば、アメリカ軍は撤退することを恐れてゐる、こういうふうなことを考へてゐるのではありませんか。

○岡田宗司君 我々には協議をして指揮下に入ることも自主性だ、みずから進んで入ることも自主性だ、そういうふうにお考へになつてゐるのじやないですか。

○岡田宗司君 先ほど長官が言われたことですが、アメリカ軍は日本にゐることを希望してゐる、そして日本の自衛力が増強されれば、アメリカ軍は撤退することを恐れてゐる、こういうふうなことを考へてゐるのではありませんか。

○岡田宗司君 我々には協議をして指揮下に入ることも自主性だ、みずから進んで入ることも自主性だ、そういうふうにお考へになつてゐるのじやないですか。

○岡田宗司君 先ほど長官が言われたことですが、アメリカ軍は日本にゐることを希望してゐる、そして日本の自衛力が増強されれば、アメリカ軍は撤退することを恐れてゐる、こういうふうなことを考へてゐるのではありませんか。

○岡田宗司君 我々には協議をして指揮下に入ることも自主性だ、みずから進んで入ることも自主性だ、そういうふうにお考へになつてゐるのじやないですか。

○岡田宗司君 先ほど長官が言われたことですが、アメリカ軍は日本にゐることを希望してゐる、そして日本の自衛力が増強されれば、アメリカ軍は撤退することを恐れてゐる、こういうふうなことを考へてゐるのではありませんか。

撤退しない。そういったしますと、要するに地上部隊を置き替える、こういうことで、近代戦の中心であるところの空軍と海軍というものは、依然として日本に残る。日本はまあ永久的というか、或いは恒久的というか、とにかくずつとアメリカの海空軍の駐屯を許さざるを得ない状況に置かれるのであります。この海空軍の撤退の問題については、どういふお考えになりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、海上自衛隊、航空自衛隊これを充実させるのは、なか／＼経費と日数がかかると私は考えております。従いまして、差当りの間は、どうしてもアメリカの空軍、海軍の力に待たざるを得ないと考えております。

○岡田宗司君 そういたしますと、いわゆるアメリカ軍の撤退なるものは、地上部隊を置き替えるということだけであつて、真のアメリカの撤退にはなからんと思う。あなたの今の言からいうと、アメリカ軍の陸海空軍がおることは止むを得ない、こういうふうに言われておるが、そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 現在の状況においては止むを得ないと考えております。

○岡田宗司君 次に伺ひたいのは、この自衛力の構成の問題であります。警察予備隊の時代におきましては、これは地上部隊ばかりでありまして、それから保安隊の時代になりました。フリゲート艦や、或いは上陸用舟艇を借りて、海上警備隊ができていわゆる海軍の卵だかなんかできています。それから航空機も若干持つようになりまして、今度はとにかく、第一幕僚

監部、第二幕僚監部、第三幕僚監部、こういうものが置かれまして、地上軍、海軍、空軍という、いわゆる三軍の組織になつておる。そこで伺ひたいのは、この三軍の組織になつて来ているのだが、あなたのお考えではフランスのとれた三軍の構成という方式をとるか、それとも地上部隊を現在強めて行くことが、自衛力を増強させる途であるか、どういふふうにお考えになつておるか、このフランスのとれた三軍方式か、或いは地上部隊を殖やす方式をお取りになるのか、それをお伺ひしたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) フランスのとれた方式を取るといふことは、これは理想であります。そうありたいものと考えております。併し先刻申し上げました通り海上、航空ということについては、なか／＼時間もかかり、経費もかかるのでありますから、只今のところでは、早急にフランスのとれた三軍方式というものは不可能であらうと考えております。

○岡田宗司君 フランスのとれた方式ということになりますと、日本の地位からいって、特に海軍の強化或いは空軍の強化ということが問題になります。これは直ちに日本と戦争をした国、アジアの諸国或いはオーストラリア、或いはニューギランド等をいたく刺激することになる。こういう外交上の理由からこのフランスのとれた軍備を進めようと思ふのだが、もう一つ、あなたが地上部隊より止むを得ないといふことの方には、アメリカが今日日本の地上部隊を殖やすことを明らかにしている。即ちアメリカ軍を

撤退させて、アジアにおける地上の戦争は日本に受けたらうとしてゐるのだ。つまりアメリカ人の血をアジアで流すのを食い止めるために、少くするのためにやりにくい地上の戦争は、韓国なり、日本なり、台湾なり、フィリピンなりの連中によらうとしてゐるのだ、こういうような考え方では日本の地上部隊を強めてゐる。その考え方にあるのは相応じてやつてゐるのではないか。あなたはそう意識しないのでやつて、結果において、そういうふうなものと合致することになるのではないか、こういうふうにおられるのですか、アメリカは日本においてフランスのとれた三軍という方式よりも、地上部隊を強化するというところに重きを置いてゐるのではないか、この点をお伺ひしたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 全然あなたの今の仰せになつたことは私は否定的回答を申上げた。アメリカが日本の地上部隊をほかに転用してアジアに日本の自衛隊をどこかに用ゐるといふ考え方は私はしてゐないと思ふ。又我々といひましたしても、自衛隊法によつて極めて明瞭に規定してあること、我が国は不当な外国の侵略に対してこれを防衛することを任務とする自衛隊を作らせるわけでありませう。ただ我が国の安全と独立を護るために部隊でありませう。これがアジアのために使われるといふような考え方は毛頭持つてゐないものであります。勿論アメリカは持つてゐない、私はさうな考えは持つてゐない、こう了承しております。

○岡田宗司君 アメリカがそういう考えを持つてゐないといふことをあなたから保証して頂いたところで、一向私もには納得ができません。アメリカの今日の世界政策或いは戦略から見まして、他国における軍隊の増員というところが重大なアメリカの戦略の要素になつてゐる、こういう私でもはアメリカのいろ／＼発表されたものから見てゐるのです。例えば最近インドネシアにおける戦争の発展に伴ひまして、一方において、ジュネーヴ会議で休戦の交渉等が行われておりますが、他方におきましてはアメリカはそれの破裂することを予想して、いわゆる防衛計画を立てた。又同時にこの問題と関連いたしましたSEATOの計画もあるやうであります。で、過日ウィルソン国防長官、或いはヴァン・フルーグ大將が参りました。これはただ視察に來ただけであるとは私も思はれません。或いは長官がお会いになつてゐる／＼懇談されたかどうか私には知りませんが、併しこれらの動きから見ておられますと、SEATO等の問題が重大であらう。或いはそのほかのいろ／＼なこういう関係があつて、そのために來られたのではないかと。そうしてそれから推察されることは、やはり日本も又こういうやうな国際組織への参加が進められる。若しそれに入るといふことになりませうれば、いわゆる海外派兵をせざるを得なくなるのじやないか。あなたは今日自衛隊についてそう言われておるが、そういうやうな場合においてはお持ちつてお持ちつておるのか、又SEATOをお持ちになつておるか、日本はそれに入らなからうといふことをとにかく防衛庁の長官として公言できるかどうか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 先刻お答えいたしました通り、日本の自衛隊の任務は、はつきり自衛隊法において謳われておるのであります。我が国の安全と平和を守るために、外国からの不当侵略に対して防衛することを任務としてあります。それを外国へ向けて派遣するなどといふことは考えておりません。従いまして将来憲法でも改正され、或いは自衛隊法でも改正された場合には、いざ知りません。私はこの自衛隊法を以て現段階においては最善なものと考えておるのであります。さういふことは、派兵なんといふことは毛頭も考えておりません。又太平洋防衛同盟なんといふやうなことに就いて将来どうあるか。それは私は内容等については毫も関知するところではございませんが、さういふ場合に参加すべきかどうかといふことについては、十分に考慮を払ふべきものでありまして、国会の慎重なる審議を経てその可否を決すべきものであらうと私は考えております。

○岡田宗司君 国会が可否を決するべき問題であらうと言つて逃げておられるけれども、先ずさういふやうな条約の調印は、これは閣議で定められて外務大臣が行われる。従つて国会にかけられる前にやられる内閣としてはつきりした態度をとりなせやならん。そういう場合には、木村さんは一体さういふやうな防衛の、特に日本の自衛隊が海外に活動を要求されるやうな機構に入ることに對して、今どういふお考えをお持ちであるか。はつきりして頂きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) そういう段階になって来ますと、国家の大局から考えて決意をすべきものであるかと考えております。まだ内容もわからず、何も存知しないときにおいて、私はそういうことについて意見を述べべきものではないと、こう考えております。

○岡田宗司君 勿論まだ公式の問題になつておらないことでしょう。併しとにかく政治家として、そういうプロバビリティがあることは、これは認めなければならぬ。だからそれに対処する態度というものをやつぱりお考えになつて、そして方針というものを示されるのが、これは政治家としてのやうりあなたの任務であらう。それを言えないようではどうも困つたものであります。併しまあそれはそれとして今のあなたの言ですと否定しておらん。即ち大所高所から慎重に考えてそのとき処すると、こう言われるうちに、そういうような防衛同盟に入る場合もあるということが口裏に含まれておる。そして又そうなつて来ると、必然の結果として海外派兵の問題も、今あなたは絶対に海外には派兵しないのだと言つておられるけれども、これはそういう場合も予想されることにならう。あなたは全的に否定しておられないというふうには私は思ふのですが、そういう場合もあるというのをあなたとにかく幾分かはお認めになつておるわけですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そういう場合に至りますと、これは国家の利益を十分に最高度にこれを考えて私は対処すべきものであらうと考えております。いわゆるそのときに当れば各方面からの検討をして、これに入ることが国家にとつて利益であるかどうかという観点から、参加の可否を決定すべきものであつて、今その内容もわからんうちに、私は意見を述べることが困難であることは御承知の通りであります。

○岡田宗司君 今のお話ですと、やはり大所高所から考えて、そしてどうして必要の場合には入ることも止むを得ない、こういうことになる。こういうような同盟というものは、立派な軍事同盟でありまして、その際にはやはり海外派兵というやうなことも、条約上の義務として負わなければならぬことになるのじやないか。そういうことが予想されるのですが、何ですか、そういうやうな場合にはこれは自衛隊法を改正するか、或いは憲法改正というやうなことがなければならぬのですが、そういうやうな場合には、やはり憲法改正なり自衛隊法改正が先に必要だ、こうお考えですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) もとより派兵の問題を生ずるやうなことがあれば、この自衛隊法を改正することを要すると私は考えております。

○岡田宗司君 次に、自衛隊の出動の問題と日米行政協定二十四条の非常時の共同防衛及び協議の問題の關係についてお尋ねしておきます。で、二十四条には「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域のため必要な共同措置を執り」、「この必要な共同措置」のうちには軍事行動が含まれてあるというところはこれは明瞭であります。恐らく自衛隊の出動も、この「必要な共同措置」

のうちに入るのじやないかと思ひますが、そう解してよろしいございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 軍事行動ですか。

○岡田宗司君 いや、自衛隊の出動の問題。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論「必要な共同措置」ということのうちに、自衛隊の出動も包含されることは当然であらうと考へます。併し自衛隊が出動する場合におきましては、自衛隊法七十二条によつて、出動命令を出さなければならぬのであります。その前には国会の承認を得るということが建前になつております。

○岡田宗司君 そうするとこの「必要な共同措置」のうちに自衛隊の行動が入る、こういうことになつて参りますと、今度問題になるのは「日本区域」という言葉であります。この「日本区域」という言葉は、これは日本の四つの島を指すだけじやないと思ふ。これはアメリカでは相当広く解釈して、日本周辺というふうには解釈しておるのであります。この日本区域への出動と考へておる日本自体の防衛ということと違つて、相当海外出動ということの氣配が出て来るのじやないか、こういうふうには思ふのですが、この日本区域というのには日本より非常に範囲が広いものと、そういうふうには解釈してよろしいございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 日本区域の厳格なる定義はどこかにあつたと思ひますが、それはつきり覚えておりませんが、それはともかくといたしまして、我がほうでとるべき行動というものは、

飽くまでも憲法の枠内にとどまるべきであつて、一行政協定或いは条約を以て、憲法で許されておらない行動をアラスカされることはあり得ないと思ひますが、これはおのずからその法の枠の中で適應する行動をとる、かような形をとると考へております。

○岡田宗司君 木村長官にお伺ひしたいのですが、今のような場合にアメリカから共同行動をとるといふことが要求された場合ですと、日本区域で……、その場合にあなたは憲法に違反する、自衛隊法に違反するから、この線より先へは日本の自衛隊は出せないという毅然たる態度がとれますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは当然であります。

○矢嶋三義君 仁川上陸の場合に、我が部隊は、水先案内とか後方補給で出動しておるのですが、これはどうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私のほうはそういうことは存知しません。

○岡田宗司君 今の矢嶋君の質問は重大な問題なんです。私が今聞こうと思つておるのですが、あれはあなたは御承知ないと言われるけれども、これはアメリカのほうで正式に発表しておるとこれは御存じだらうと思ふ。そうするとこれはどういう形でやられたか私は詳しいことを知らんけれども、この点について、これは後にも例になる虞れがあるので、一つあなたのほうからその経過の詳しいことを誰かに説明さして頂きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは私のほうの警備隊のことでしょうか。

○岡田宗司君 警備隊でないかも知れません。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは私の監督の範囲外のことでありまして、私は答弁できませんが……。

○岡田宗司君 これは丁度外務大臣の出席を求めてありますから、おいでになりましてら伺ひすることにしたいと思ひます。それからその次にお伺ひしたいのは……。

○矢嶋三義君 その問題と関連して、先ほどの岡田委員の陸上自衛隊中心云々の質疑に対して木村長官は、そういうことはあり得ない、こういうふう

に言われておりますが、アメリカの上下両院の軍事分科委員会において、朝鮮事案のときも日本の陸上部隊を使えと盛んに発言している議員がおりました。又仏領インドシナの問題につきましても、日本の陸上部隊をこれに使用、或いは国府軍も使用という空氣は相當強いじやございせんか。このアメリカの両院の軍事分科委員会の空氣というものをどういふふうにお考へになつておるのか。それが率直に現われてゐるのがMSA等のあなたがたの期待量と、それに対する援助とは、陸上が一番多いじやないですか。航空と海上に対しては、あなたがたの期待に対して非常に少いでしよう。交渉が難航しておるじやございせんか。これが率直に私は示してゐると思ふ。又

私もその情報によりまして、ともかくアメリカは沖繩と小笠原を原子兵器の基地として押えておけばそれでいいのだ、そして海上部隊と航空部隊さえ

軍の基地を守るというために戦闘機の操縦者を必要とする。又これはアメリカにとつても最も危険な仕事を日本人

にやらせることにもなる。そういう考へて向うでは希望しておるというふうには聞いておるのですが、まあ直接あなたに希望しておるわけでもないのだからうけれども、戦艦機乗りをたくさん作るということは、向うの空軍と協力する場合に、やはり向うの基地なり或いは向うの飛行機なりを守る協力者を必然的にたくさん作るという結果になるのじやないかと思うのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はこう考へております。やはり日本の完全な防衛体制を整えるについてはジェット機も必要であります。従いまして今からそのほうに訓練をさせ、準備をさせることが望ましいのであつて、必ずしもアメリカの要請というわけではありませんが、勿論アメリカといつたとしても、完全に日本独自で以て日本の防衛体制を作ることを希望はいたすのであります。御承知の通り日本の財政力の点その他いろいろな点を考へまして早急に参らないうことは先刻から申しした通りであります。差当り日本の事情の許す限りにおいては、さうなものを訓練して将来に備へたいと、こう考へております。

○岡田宗司君 次に、海上部隊について伺ひたいのですが、今度は駆逐艦を借りることになつてゐる。これは各警備隊に配属されることになるのであります。が、一体現在ではまあ駆逐艦程度ですが、或いは更に駆逐艦よりも大きいもの、例えば巡洋艦というものを借り、或いは小型の航空母艦というものを借りるというふうなつもりを持つてゐるのじやないですか。長官としては今後そういう方針で行かれるのかどうか。それをお伺ひしたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 二十九年度においてアメリカからの貸与を受けることを希望してゐる船舶について、今加藤局長から申し上げます。

○政府委員(加藤陽三君) 二十九年度に米國から供与を受けることを期待しております船舶は、お手許に差上げてある資料の中にございまして、十七隻ございまして、二千四百二十五トン級のデストロイヤー二隻、一千六百三十三トン級のデストロイヤー三隻、千四百トン級の護衛のデストロイヤー二隻、千六百トン級の潜水艦二隻、三百二十トン級の掃海船四隻、三十トン級の掃海船一隻、千六百トン級のLST二隻、七千トン級補給工作船一隻、かようになつております。

○岡田宗司君 日本側で二十九年度に発注して、二十九年年度の末期でもいいですが、就航し得る艦艇はどのくらいになりますか。

○政府委員(石原周夫君) お答えを申し上げます。

二十九年度中に一応竣工を予定いたしておりますという御質問であります。が、二十八年度に御承知の予算で着工いたしましたもの、これは合計十六隻、九千二百二十トン、御承知だろうと思ひますが、内訳は警備船甲と申します千六百トン級のものが二隻、乙と申します千トン級のものが三隻、それから丙と申します、これは小型の哨海用のもの、それが六十トンのものが六隻、千トンの補給工作船が一隻、六百トンのやや大型の掃海船が一隻、三百二十トンの小型の掃海船三隻、十六隻、九千二百二十トン。

○木村篤太郎君 この艦艇については

前から問題があつたのです。特に大型警備船については、二十八年度の国庫債務負担行為で計上してあつたが発注されなかつたわけですね。そして二十九年度は、今度は国庫債務負担行為でなく、新しく予算に組んで、そうして六月頃には発注するということ聞いておつたのですか。その後具体的にどうなつてゐるのですか。この大型警備船については……

○国務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、大型警備船について我々は最善の努力をして、いわゆる将来のモデル船を造り、御承知の通りこの船の速力は非常に高いのであります。而もこれは艦艇でありまして、戦後初めて造るにいたしました。従つて我々は慎重にも慎重を期して、将来に間違ひないやうにいたしました。同時に成るべく早く造りたいと考へまして、折角今努力をしてゐるのであります。御承知の通り設計を何度かこれを變更して、慎重にも慎重を期してゐるのであります。幸い最近に漸く曙光を見ましたので、近く発注する段取りに至らうと考へております。

○木村篤太郎君 設計はできてゐるのですか。それで発注するといふほどに発注するのですか。それからいつ頃でござるか。それとこの予算の関係です。予算にはこれが人員、給与その他計上されておるのです。そのいつでござるかによつて又予算関係が違つて来るわけですね。この点はもうすでに二十八年度のあの国庫債務負担行為でござるということになつて、実は二十九年度予算においてはもうそれがござるといふ形において、定員、それに對する給与その他の予算は計上されてゐるのではないかと思ふのです。その設計の関係、いつ頃、どこに発注するの、それから予算関係はどうなつてゐるか、でござる時期と関連しましてですね。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく、どこへ発注するかということとは相当慎重に考慮しなくてはならないと考へております。申すまでもなく、日本の現在の造船業者は旧來、戦前、戦時中にいわゆる軍艦を造つた経験のある会社、ない会社、而もある会社であつても、戦後において余り造船をしていない所もありまして、旧來軍艦を造つた経験のない会社でありまして、造船技術なんかの差違ひしている所もありまして、それらの点に鑑みまして、これは相當請負をされる会社を選ばうといふ慎重に考慮しなければならぬと思ひます。これは御承知の通り或る造船業者を選んでは、そうしていわゆる隨意契約の形にやるべきかどうかという点もあつたのであります。それらの点を十分に考へて、どこに発注すべきかということについて、只今慎重に考慮中でありまして、まだ結論には達しておりません。設計の点につきましては、大体基本設計はできております。完全なとか、最終的なものとは言えないのであります。従いまして近く我々はそれらの点についてきめたいと、こう考へておるのであります。

○木村篤太郎君 予算関係……

○政府委員(石原周夫君) 予算の関係につきましてはお答えを申し上げます。総額は、木村委員御承知のように、二十八年度の予算外契約、合せまして百二十四億、三十五億の予算と八十九億の

予算額の両方を以ちまして、当時建造費総額は百二十四億、そのうち二十八年度予算に計上してござりました三十五億は、これは国会の議決を得てござりますところの明許の繰越に基きまして繰越をいたしました。従いまして二十九年度の予算現額といたしましては、本年度、二十九年度予算に計上せられております八十九億のほかに、前年度から繰越して参りました三十五億がございまして、これが二十九年度予算現額に相成つております。

又ついでにもう一つ申し上げておきますが、繰越明許に基きましては、二十九年度の船舶の建造費につきまして繰越の明許がございまして、二十九年度の建造分八十九億につきましては、これはその分に対応いたします繰越明許がついております。現在のところ工程の関係につきましては、まだ正確なことは申し上げられませんが、保安庁などはしましては、年度内にできるだけ出上るよう努力してゐるのであります。

○木村篤太郎君 この問題については、私関連質問でありますから、又自分の時間のときに質問したいのですが、ただこの問題は、木村長官もよく御承知のように、いろいろ裏面において不明朗なものが取沙汰されたわけですね。一部新聞にもこれに出たわけですね。その後その関係がどうなつておるか。我々からいふのです。木村長官は絶対にそういう不明朗なことではないと私も確信しております。ただその木村長官の手許に来るまでに、前の造船疑獄のようなことがいろいろ行われて、なか／＼設計がまともでないとか、或いは又発注の場合、ここの船会

社に寄越せとか、あそこの船会社へ寄越せとかという不平が、疑獄、汚職みたいなものの起る可能性が十分あるわけですね。又今後艦艇ばかりでなく、航空機とか、その他兵器を発注する場合には、又そういうスキヤンダルが起る危険が十分あるわけですね。従つてこういう点については、造船疑獄の例もありますから、今後はそういうことが起らんように、十分私はこれを気を付けなければならぬと思うのです。この点について、今後そういう不明朗が起らんためにはどういうふうにするべきかについて、お尋ねしておきたいのです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 誠に御尤もです。そういう不明朗な点があつては誠に申訳ございません。それだからこそ我々は慎重にも慎重に考慮をしておるのです。こういうものについて、すべて幕僚監部が寄りました、いわゆる何でありますか、ガラス張りの中で十分に論議をしてやることを今現在とりつゝあるのであります。決して不明朗なことのないように最善の努力をいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ちよつと今に關連して。近く発注できるといふような御発言でありましたが、数カ月前と一歩も進んでおりませんね。慎重であるのはいいが、慎重倒れしているのじやありませんか。それとまあ、この關連だから簡単に伺いますが、どこに発注するかというの正式な委員会が何か作つてやつてゐるのかどうか、その点と、それから未だに慎重にやつてゐるそうですが、二十八年の発注をするのはいつ頃慎重に検討した結論が出る見通しであるか。

それともう一つ伺いたい点は、造船疑獄等で噂の出た方面、そういう方面に対しては発注を差控えるというふうな決意を木村長官持たれてゐるかと思うのでございしますが、それは如何うにお考えになつていらつしやるか。以上三点伺つておきたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 遅れた点は申すまでもなく特殊船でありますので、設計を綿密にやつておるのであります。而もこれに搭載すべき装備品というものはアメリカから来るわけでありまして、それらの点が多少遅れておりました。普通のいわゆる商船なれば極めて簡単でありますから、こういう特殊船になりますと設計も幾度か変更があるのをごさいます。最善に最善を尽くし、而も先刻申し上げました通り將來に大きな責任が残るわけでありまして、私は一つのモデル船を造りたいという考えでやつてゐるわけでありまして、慎重を期してゐるのであります。これは簡単に請負すれば何でもな知れませんが、併しそういうことがあつてはならぬということから、我々は慎重に考へてゐるのであります。どこへ請負わすかということについては、まだ結論は出ておりません。造船疑獄については、いろいろ取沙汰されております。併しどの会社が果してスキヤンダルがあつたかどうかまだ結論は私に知つておりません。そのスキヤンダルもどういふスキヤンダルであるか、これもよく考慮しなくちやならぬであります。ただ世間に謳われてゐるスキヤンダルのあつた会社だからといつて、それを故意に除外するということ、私はすべきものではないと思つてお

ります。これは大きな見地から考へて、どの造船業者が適当であるかということを検討して最終の決定をいたしたい、こう考へております。

○岡田宗司君 只今アメリカのほうから貸与されることを期待してゐるようには拝察するのですが、ところが今度の協定では極めて僅かである。あとはこれは確実に本年内に借りることが見込まれるわけなんです。単に、折衝はして見たけれども、非常にむずかしいでたつた四隻だつた、こういうことなんでしょうか。それとも第一期で、あと見込がある、こういうことなんでしょうか。その点はつきりさして頂きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) こちらの希望のものを全部はつきり貸与を受け得るかどうかということについては、私は確言はできませんが、順次私は貸与を受けられるものと考へて、この船を併しなお申し上げたいのは、この船のいわゆる何といふか、種類でありますね、それが日本の希望する通りに行くかどうかということは問題であります。たとえて申しますと、七千トンの補給船、これらの点については、アメリカがどういふ工合にこちらの希望を入れてくれるかということについては、これは確たるまだ私は意見を上上げることはできませんのであります。

借りることを予定してゐる人員だらうと思ふのです。又日本側の船もこの年度内にできることを予定してゐる人員だらうと思ふのです。こうなつて来ると、第二幕僚監部でこんな人間要らなくなるのじやないですか。今のフリゲートや上陸支援艇に乗り切れないで、あとは陸上でぶら／＼して置くという者もたくさんできてしまふのではないですか。こういうことが見通しが付かなければ、この募集は減らすのかどうか、それをお伺いしたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 我々は大體においてこちらの希望するものがアメリカから貸与若しくは供与を受けられるものと考へております。いわゆるMSA援助に基いて供与されるものは千五百トン以下であります。少くとも千五百トンくらいのもものはアメリカからMSAにより供与を受けられるのでありますから、その他の点について最善の努力をして、アメリカから供与を受けたいと思つております。なお、御承知の通り船が出来上り、又船が借りられても、これは乗員を養成して置かなければ何ものならぬのであります。これは先ず乗員の養成ということについて努力をいたしたい、こう考へておるのであります。これは船の乗員については交替制度でも設けてやり得る方法もあるものでありますから、人員については早急に私は訓練を開始したい、こう考へております。

○岡田宗司君 私の時間はどれくらい残つておりましたか……。

それではなお先ほど私が外務大臣、大蔵大臣、通産大臣の出席を要求しておきましたがおいでにならないので、その時間を残しておきまして、一つ明日でも明後日でも結構ですから、おいでを願つて質疑をやりたいと思ひます。

それじや木村保安庁長官に対する質疑は、私の分はこれで終ることにいたします。

○山下義信君 私は、先ず統合幕僚会議のことでお尋ねしたいのですが、これは午前竹下委員から御質疑があつたようでありまして、遅刻いたしましたのでダブリましたら御指摘頂きたい。それで最初に申し上げますと、私はこの法案中で不明の点を伺ひますので、一つはつきりとお示しを頂きたい。別に討論式に何おうとは思ひませんが、それで今日統合幕僚会議が新設されたのであります。非常な強い力を持ちました、而も相當な規模の構成になつておるわけなのであります。これは忌憚なく申し上げます、いわゆる會つての参謀本部式のものを持つてというお考えであります。どうか、どうでございましょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 昔の参謀本部という考へ方とはよほど異にしておるのであります。この根本の考へ方は、今朝ほど申し上げましたように、御承知の通り昔は陸海軍非常に摩擦があつたのであります。おの／＼勝手な計画を立ててそれでやつて、その間に統制も何もとれていなかった。そこに大きな欠陥があつたのじやないか。申すまでもなく、旧軍時代におきましては、陸軍では参謀本部があり、海軍のほうでは海軍軍令部があつて、そうしてお互いに競つてやつておつたのであります。そういう摩擦は是非ともなくしたいという氣持で、三幕の長が會議を開いて、統合的にものを

処理して行こう、そうして日本の防衛の計画をそこで立てさせて調整をして行こう、そういう構想の下にでき上つておるのであります。

○山下義信君 嘗ての陸海軍の対立のようなことを成るべく防いで、そうして調節を図る、こういう御趣旨の点はわかる。ただそれだけじゃないんじやないかと思う。その調整という点がありまして、目的の中に……けれども統合ということもあり、同じようなことではあるようでありまして、これは御設置の御趣旨の中には、元來軍令系統の仕事といひますか、作戰系統の仕事といひますか、そういうものが、はつきり筋の立つていない点があるのじゃないかと思われ。そういうところを多少縦の筋をお立てになつて、そういう作戰的な仕事、軍令的な仕事と軍政との混淆を避けて多少筋を立てようという狙いなどがあるのじゃないかと思われ。節があるのじゃないか、それはそれで私はいじやないかと思う。そういうことは必要じやないかと思ふ。それが事務局を別に持たれて、相当な、軍政と多少その点では独立的な形のものと考えられた点は、やはりこの軍令仕事の系統的な建前をとつて、いわゆる軍政との混淆を防ぐという御趣旨もありませんか、ないかと思ふ。その点は如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく、この統合幕僚會議で以てやる仕事は、統合した防衛計画、これを立てさせて行きたい。後方の補給計画はどうするか、これもやらせたいと思つております。具体的に今朝も申上げたのでありますが、今朝は津軽海峡の例をとつた。対馬海峡でもそうでありまして、対馬海峡においても、これを防衛するにはどうするか、これは陸だけではいけない、海も必要であれば空も必要である。そういう統合的な計画をどうすべきかというところは、この統合幕僚會議で以て立てさせて行く。それが立てば、これは長官を補佐するのでありますから、その立てた計画に基いて長官が……、又参事官制度を置いてお務に當つておられます防衛局長或いは経理局長、そういう幕僚を集めて、そうしてここでこれを再検討する、これは全くの長官の補佐の勤めだといふことが建前になつておるのであります。ここでできつたものがすぐ実施されるというわけではございません。

○山下義信君 すぐ実施はなさるわけじやない、どちらかと言へば、作戰部でありますから、併し私は軍令關係の仕事、つまり作戰的な仕事と、多少他の軍政といひますか、行政的な面と混淆するといふようなことを成るべく避けて、それがなくては部隊の適切な効果の發揮はできないわけでありまして、そういうふうな仕事の筋を立てようという御趣旨ではないかと、この構造を見ると、組織を見ると考えられるのであります。……

○國務大臣(木村篤太郎君) お説の通りであります。

○山下義信君 それで統幕といふものの性格がここではつきりわかる。若しそうでないというならば、普通の内部部局でいいわけですね。別に持たれる、それで私は性格がわかる。言い換へれば、やつぱし参謀本部の再現に髣ふつたものがある。そのものとは言わ

んけれども、髣ふつたものがある。それでこれは組織を四班に分けられるといふことでありますが、どういふ班に分けるんでしようか。中共班、韓国班、ソ連班、そうでもないでしようが、大体四班はどういふ班ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 只今のところ我々考へておりますのは、第一班は庶務的な事務でありまして、一般の庶務です。第二班が防衛計画とか、訓練とかいふふうなところを所管するものである。第三班が情報でございます。二十六条の第五号に書いてあります情報の方をやる。第四班が補給に關する後方補給計画、第二号にございまして、大体こういうふうな分け方がよろしいじやなからうかといふところぐらいまで研究を進めております。

○山下義信君 大体これは事務局長は自衛官の少將級が充てられるようでありまして、これは班長はどの程度の階級のものが充てられますか。大佐級、やはり少將級ですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは大体において昔の軍の階級で申し上げますれば大佐か中佐級でございます。

○山下義信君 防衛庁では、自衛隊を含めてありますが、情報關係、情報關係の仕事はこの統幕以外にどこかあります。統幕で全部まとめられるのですか、情報關係……

○政府委員(加藤陽三君) 内部部局のほうといたしまして、第十二条の防衛局の所掌事務といたしまして、「前各号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること」、内部局といたしましては防衛局に担当いたしております。又各幕僚監部におきましても、それぞれ第二十三条に第二号として掲げ

てありますものの中に「情報」という言葉がございます。直接防衛行動なり何なりをするために必要な情報は、やはり各幕僚監部で以て収集します。それを総合したものを統合幕僚會議で扱うということになつておるのであります。

○山下義信君 そうすると、統幕の持つておる情報班が独自の情報を持つておるといふことはいいわけですね。そうすると、皆防衛局の持つておる情報その他のほかの幕僚監部の持つておる情報も同じものですか。ずつとそれをただ整理するだけですか。独自の任務はないですか。

○政府委員(加藤陽三君) 最初に提案理由の説明のと補足いたしまして申し上げましたが、統合幕僚會議は、自衛官が二十名その他の職員が十三名で構成せられておるのであります。いろいろな外国の資料等を収集いたしまして情報を集めるといふことはいたしするけれども、併しそこだけで各幕僚監部の集めようとする情報は、これは困難であるといふようなことは、これは困難であると思ひます。ただ幕僚監部の集めようとする情報は、これは困難であると思ひます。ただ幕僚監部の集めようとする情報は、これは困難であると思ひます。……

○山下義信君 私は統幕は最高の非常

な高度の作戰計画を決定せられるので、独自の強大な情報機關を持たれて、そうして本當は九分九厘も秘密を要する仕事でしよう。それが他の普通の一般の事務をとる内部部局にさらにあるような情報を集めて、そういう判断の下に高度の作戰計画の統合調整はできますか。長官如何でしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この情報といふものは、御承知の通り非常に重要であります。かような國際情勢によりましては、的確な情報を収集するといふことは、これはもう必要なることは當然であります。そこで統幕のほうではやはり防衛計画を立てるについで、いろいろの情報を収集する必要があることは當然であります。内部の部局においては、それより高度の私には全般的のやりの情報を集めることが必要であるかと考へております。それです。おのずからその間にダブるところもありませんが、又専門的分野もありまして、内部局における情報、それから統幕における情報、これは必要であらうと思ひます。

○山下義信君 私の耳にちよつと奇異に感じましたのは、この統幕の四班は情報班と言われないで情報班と言ひ、部局のほうの扱うのは情報と言ひ、統幕は情報と言ひ。情報と言ひ、これは言うまでもなく常識ではスパイ關係であります。これは情報と情報との區別はどういふ區別がありますか。

○政府委員(加藤陽三君) 私の発音が悪かつたのであります。情報と申し上げたのであります。

○山下義信君 ああそうですか。それでわかりました。私の誤解でした。関連して伺ひますが、米軍側からの

情報の提供というものはどこで受けるのですか。米軍からのいろ／＼な緊密な共同をとるためにまあ平素情報の交換をするという米軍側からの情報を受ける窓口は、これはどこで受けるのですか。統幕の情報班が受けるのですか。内部部局のほうのどこかで受けるのですか。しよつちゆう連絡するのは。情報の連絡はどこでやるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは内部部局でやるのであります。

○山下義信君 内部部局でやる、そうですか。それで防衛局と統幕との関係です。これはありていに言つて、対立の虞れはありませんか。その対立しないようなためにはどれだけの配慮が加えられてあるかという点をお示し願いたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 防衛局のほうでは、これは先刻申し上げましたように、この国際情勢その他諸般の情勢を勘案して一つの計画を立て、又統合幕僚監部のほうから長官に持つて来た案について検討をして、そして基本的事項の長官が作り上げるということに考へておるのであります。そこで今お話のように、その間に摩擦があらはれないかということ、一応御尤もに私も考へます。摩擦があつては相成らぬのであります。併し内部部局は御承知の通り非制服員、主として我々のように平服を着て、そして出身も平服相当な者が来ているのであります。片方は制制服を着ております。いわゆる部隊に専念しておるものが幕僚長でありますから、それらが案を立てる、これを内部部局に持つて来て、長官の補佐としてその参事官が寄つて

検討し、これを調整して行く、こういうことになりまうから、摩擦は防げるのじやないか、こう考へております。

○山下義信君 摩擦という言葉が悪い、これは緊密なる連絡といひますか、なにかなくてはならんわけですね。統幕と防衛局とはこれはまあ非常に似た仕事をするのでありますから、緊密なる連絡がなくちやならん。私は、統幕の仕事の内容は全部防衛局で、防衛局長でわかるようになってお

つきますか、どうなつておりますか。はつきりそれを言つておいてもらいた

い。若しすつかり統幕の仕事が防衛局長の手でわかつておるということならば、何も制服専任の事務局を別に置かなくても、防衛局で扱われてもいいわけでありまして、これはすつかりわかるようになつておりますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは統幕と防衛局との関係が主でありますけれどもほかの内部部局との関係についても同様であるかと思つてあります。が、内部部局はこの法律案にありま

す通り、防衛の基本でありますとか、人事の基本でありますとか基本的な事項をやることになつておるのであります。実際の具体的な事務は幕僚監部なり、今度は幕僚監部が、事務のうちでも統合幕僚会議に取上げられるものにつきましては、統合幕僚会議でやる、こういうことになつておるのであります。基本的な事務は内部部局は必ずこれは承知いたさなければなら

ないものであります。専門的な具体的な事務柄になりますと、内部部局のほうは必ずしも全般について提供するということは事実上あり得ないような仕組になつております。内部部局のほう

の職員は合せまして二百数十名しかいないのでありますから、これが五局一官房に分れてやつておりますので、一課の人員というものはそうございせん。やはり人数の点から申しましても、基本的な事務柄にとどまるということになるのが当然でございます。

○山下義信君 当然内部部局に知らせることができないことがあると思ひます。それで伺ひますが、統合幕僚会議というものは、これは防衛庁長官の幕僚機関ですか、幕僚機関ではありませ

んか。

○政府委員(加藤陽三君) これは幕僚機関でございます。

○山下義信君 幕僚機関……。

○政府委員(加藤陽三君) 防衛庁長官の幕僚機関といひまして……。

○山下義信君 幕僚監部ははつきりと幕僚機関と書いてありますが、統合幕僚会議は幕僚機関と書いてない。それで私は何うのです。

○政府委員(加藤陽三君) 幕僚監部もやはりこれは長官を補佐するのであります。

○山下義信君 それははつきり幕僚監部のところに書いてある。

○政府委員(加藤陽三君) 各幕僚監部は幕僚長は補佐はできない。或る一定の事項につきまして長官の命令を執行するといふ事務柄がおります。

○山下義信君 部隊を指揮するときには、まあその他の仕事でもですね。

○政府委員(加藤陽三君) 部隊は幕僚長は指揮しないのであります。長官の命令を信奉するといふことであります。そういう仕事は統合幕僚会議ではないのであります。若しそういう仕事を附加したものを幕僚機関と申しま

すれば、これは幕僚監部とは違ふ。併し一般内部部局は通常幕僚々と申しております。そういうような幕僚であると思ひます。あと長官を補佐するといふ意味においては同様でございます。

○山下義信君 そうすると法律にも書いてないが、はつきり長官の幕僚機関だと言われまう。

○政府委員(加藤陽三君) 内部部局を幕僚機関と申すと同じような意味におきましては幕僚機関である。幕僚監部の幕僚といふ言葉とは仕事の内容から申しまして若干異なつたものである、こ

ういふふうに申し上げていいと思ひます。

○山下義信君 少しあいまいですが、その程度でよろしいと思ひます。

それで幕僚機関といふことになつて長官を補佐する。それで長官と幕僚会議議長との関係は、長官は幕僚会議議長に指揮命令がございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) これは法律の第二十條にも書いてございませうが、第二十條の第三号に「統合幕僚会議の所掌する事項について長官の行

う指示又は承認」、この事務は長官がやはり幕僚会議に對して指示がございませうといふ趣旨でございませうのであります。幕僚監部に對すると同様になつてお

ります。

○山下義信君 私もあそこを見たのですが、指示とか承認といふことは弱いのですが、指揮命令とは違つて少し弱いのですが、それが指揮命令といふことをはつきり書いてないので、私は念のため伺つた。あれは指揮命令と解していいのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これはそう

いふ点になりますと、第三條におきまして防衛庁長官の一般的な職務として「防衛庁長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その職務についてこれを統括する」、こ

う書いてあります。「庁務を統括」といううちに、幕僚会議に對する指揮の關係も含まれておる、こ

ういふふうに解釈しております。

○山下義信君 わかりました。そうすると統幕の議長と幕僚監部は幕僚長といひますか、幕僚長との關係は、指揮命令権がございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) 統幕の議長は、自分は陸海空の幕僚長に對して指揮をするといふことはございませ

ん。各幕僚長に對する指揮は、やはり長官から行くのでございませう。ただ二十六條に書いてありますが、第四号に「出動時における自衛隊に對する指揮命令の統合調整に關すること」とい

うことがございませう。出動時におきまして、長官が陸海空の各自衛隊に對して指揮命令をなさいませうにつ

きまして、統合調整について、統合幕僚會議が補佐するといふことはあるものであります。が、統合幕僚會議そのものが各幕僚長に對して指揮をするといふことはないのでございませう。

○山下義信君 私は統合幕僚會議の議長が、會議でなしに議長が、幕僚長といふものを指揮命令するといふことが

できるかといふことです。

○政府委員(加藤陽三君) 統合幕僚會議の議長は、第二十七條に「統合幕僚會議の職務を總理する」といふこと書いてあります。我々の解釈では、

するといふような権限まで含むのであらうと思つておるのでございますが、幕僚會議の議長自体といたしまして、各幕僚長に対して指揮をするといふことではないのでございます。

○山下義信君 統合幕僚會議議長が、いわゆる陸海空といふか、そういうふうな連合的な編成部隊を指揮するといふようなことありませんか。

○政府委員(加藤陽三君) そういうことはございせん。これは若し必要がありまして、陸海空の混成いたしました部隊を作らなければならぬといふようなことになりまして、自衛隊法の二十二条に「特別な部隊の編成」という条文がございまして、この条文によりまして、そういうふうな混合部隊を作ります。その指揮官はその際別に設けられるといふことになるのであります。

○山下義信君 わかりました。私が不明でありましたのは、第二十七条の「議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。」この意味がわからない。自衛官の最上位といふことはどういふことですか。議長といふのは、自衛官の階級ですか、或いは職名か何かですか。職名とすれば自衛官の最上位といふことが私には意味が不明です。

○政府委員(加藤陽三君) 議長は専任の自衛官を以て当てることになつております。この自衛官は、陸上自衛隊に属する場合もありますし、海上自衛隊に属する場合もあります。航空自衛隊に属する場合もあるであらうと思つて、陸上自衛隊の自衛官の階級で陸将でありますとか、陸将補でありますとか、海上自衛隊の自衛官の階級でありますとか、海将補とか海将とかいう階級を持つのであります。これは階級でありまして、幕僚との関係におきまして、どちらが上位になるかという疑問がありまして、職務上もこれを上席とすべきものであるといふふうに、特に第二十七条におきまして最上位にあるものだといふことを明瞭にいたしましたのであります。

○山下義信君 私は、自衛官の今の階級があるでしよう。そのもう一つ上にある。これは結局大將を意味するのだと思つた。わかりました。ただ序列で、議長に當つた自衛官は上のものにする、このいふのでございせん。わかりました。

統制のことはその程度にしておきまして、自衛隊の防衛出動といふか、出動の時のことを少し伺いたいと思つた。これは直接侵略といふことですね。これはどういふ場合が予想されるのか、一つ具体的にお示しを願いたいと思つた。直接侵略といふ字句の解釈でなしに、どういふ場合が我が国における直接侵略と、どういふ場合があるかといふことを一つ具体的にお示しを願いたいと思つた。

○政府委員(加藤陽三君) これは一番端的な例をいたしましては、外国の軍隊が侵入するといふことであらうと思つた。

○山下義信君 侵入といふのはどこから来るのですか。どういふふうによつて来るのか、我が国の地勢上からいって、位置からいって、周囲からいって、どういふことがあつたらそれを直接侵略といふのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは陸上部隊を以ちまして、相当大規模な兵力を以て攻撃をしかけて来るといふこと、或いは航空機を以ちまして攻撃をするといふこともございまして、或いは艦船を以ちまして領海に入らずに攻撃を加えるといふこともあらうかと思つた。お尋ねの趣旨がそういうことか。

○山下義信君 そういう場合以外はないでございせんか。

○政府委員(加藤陽三君) 軍隊でございせん。外国の政府なりが、その意思を以て侵略の部隊を組織して、今私が申し上げましたような事柄を実現せんといふようなことがありますれば、やはり直接侵略といふ事柄に入らうかと思つた。

○山下義信君 これはまあお笑い下さらんように、昔のような侵略と、元寇の役のようなことばかりでないと、どういふことかと思つた。どういふ場合が自衛隊が力がないと、まあ北九州の築紫灣に元寇が来たときに出て行くといふような感じがするのですが、もつと近代的な侵略、何と申しますか、攻撃といふものがあつて得るでしようね、どういふ場合が予想されますか。日本の受けであるといふ直接侵略といふようなものは、どういふ場合が予想されますか。非常な遠距離から或いはロケット弾などの攻撃を受けるかといふようなことが予想されますか。或いは非常な大きな飛行機群と申しますか、航空機群で以て落下傘といふようなもの、部隊なんぞを以てどん／＼とやつて来るといふようなことも予想されますか。どんなことが予想されますか。(長官答弁だ、ね)と呼ぶ者あり。大体防衛庁でどんなことがお話に出ますか、率直に。困

民が聞きたいと思つた。一体どういふ攻撃を日本が受けることが、大体はほんやりながら予想されているだらうかといふことは、これは国民が知りたがつていふことか。或る程度は常識でもわかる。一般の民衆にわかるような御答弁を願いたいと思つた。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今のお話のように、爆撃機が襲を揃えて日本を爆撃する。或いはロケット砲弾を各所から集中攻撃をして来るといふような場合は、私は恐らくそういう場合が起り得れば、第三次戦争だと考えます。そういうことはまああつてはならぬのでございまして、それらに対して、如何に防衛すべきかといふことについては、我々今の段階においては、なかなか容易ならぬものがある。それまでに至らん程度においては、我々は、各情勢を判断して、今加藤局長から申しましたように、或いは一部の落下傘部隊を、或いは日本解放軍といふようなものを組織されているといふような噂も聞くのであります。又日本周辺のものもろの場において、軍の配置などを勘案いたしまして、或いは不意に北海道、九州方面において部隊を上陸させる虞れがあるのじやないか、そういう場合において、日本の防衛態勢を十分に整えておいて、そういうことをなからしむるにすることが自衛隊の私には目的じやないかと思つた。それだけの防衛態勢を立てることによつて、そういうことは或る程度防げるのじやないかといふことを我々は始終考えておるのであります。今お話のように、多数の爆撃機が日本を襲撃して来るかといふようなことは、今の程度においては考えておりません。

○山下義信君 私は話が少しさしくなつて、自分で質問するのに慚愧たるものがあるのですが、これは皆聞きたらと思つたから承るのですが、一体そういう非常事態に、長官の仰せには我がたの方だけではないかといふ言つておきます。だから安条約なんて、だからMSAなんて、米軍の協力がなくちやいけないのだ。ですから自前の自衛隊自身の力で、直接侵略に對抗するといふような場合は稀有の、殆んどないのです。大体まあ直接侵略に對抗の場合は米軍と必ずこれは共同行動に出る、共同作戦に出る、かように解してよろしいでございせんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) いわゆる少数の部隊でありますれば、アメリカ駐留軍の手を借りずには或いはできるだらうと考へております。例えば北海道に或る程度の部隊が不意に侵入して来たといふ仮定いたします。そういう場合においては、何もアメリカ駐留軍の手を待たなくても、北海道に駐屯させております日本の部隊で以てこれを処理し得ることは可能じやないかと考へております。或いは又落下傘部隊が降りて来る、その数にもよりますが、日本の部隊で以てこれを処理すること、必ずしも不可能じやないかと考へております。そのときの相手方の実勢如何によるものと我々は判断しております。

○山下義信君 自衛隊が独自に勝手に出動して勝手に行動するといふ場合があり得ますか。つまりアメリカ側に何らの連絡も、承認と言つては言葉が悪いけれども、承知といふけれども、こちら側だけで独自にやり得るといふことができませんか。この法律ではどうなつてい

けれども、ほかの条約その他ではそんなに勝手な行動ができないようになっているんじゃないかと素人考えで思われますが、勝手にできませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今申し上げました通り、その侵入部隊の実勢如何によるだろうと思えます。

○山下義信君 そうですか。日本軍だけの判断で、日本軍が米軍と何らの連絡もなしに独自の防衛行動がでる得るのですか。これは私は重大だから、それはもう日本の独立性をふつりきして、何の協定があろうと、何の条約があろうと、自衛隊の出動、行動については、日本に独自の権限があるんだという事になれば、これは非常に私はヒットです。如何に反対派といえども、それだけのちやんと権限があるならば、私はこれはお褒め申し上げなければならん、ヒットです。ですからこれははつきりしておいて頂きたい。アメリカ側にも、この議場を通じて、委員会を通じてよく知らしておかなければなりません。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは御承知の通り行政協定二十四条であります。「日本区域において敵対行為又は敵対行為の脅威が生じた場合は、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならぬ」と、こういうことになつておるわけでありまして。従いまして日本に対して直接侵略が起つた場合において、日本の区域の防衛のためにアメリカと共同措置をとるために一応の協議をすることを約束しておるわけでありまして。併しながら日本の自衛隊

の行動というものは、アメリカに撃つされる何らの義務もないのであります。日本独自の見解で以てこの防衛行動命令を出し得るのであります。この防衛行動命令を出すことについては、アメリカの撃つを受けるべきではないと我々は確信しております。

○山下義信君 私もこの協定があるから心配しておつたんですが、結局自衛隊が独自の見解で出動して、アメリカには何らの連絡も協議もなく独自にやるといふことはできないのですか。そういうことがあり得ないのですか。ですから必ず協議をし、まあ協定の精神から言へば共同動作をとる、向うが出る点は別として、必ず協議をしなければならぬという事になつておりますか。ねえしなければならぬ」とあるから。先ほど木村長官が直接侵略で小さい防衛行動のような場合には独自でやる場合があるということをおつしやつたが、それはどうされますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はその場合はこの解釈如何によります。「日本区域において敵対行為又は敵対行為の脅威が生じた場合は、これは日本独自で処理すべきものは日本独自の自衛隊の行動によつて処理し得るものと我々は判断しておるのであります。アメリカの力を待つことを要しない場合においては、私は日本独自の部隊の行動によつて処置すべきものと考へておるのであります。」

○山下義信君 それではこの米軍と共同動作をとるといふような場合においては、海上においてはアメリカのいわゆる第七艦隊といふか、あの艦隊と海上の場合におきましては具体的に共同動作をとりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 共同処置をとるために協議をしなければならぬということにいたしてございます。協議するということにいたしてございます。どういふ共同処置をするかという事は、そのときの情勢判断に待たなければならぬと考へております。日本が或る区域を定めて、日本の船がその区域を守る、アメリカの艦隊がその区域を守るといふことについての協議をすべきであらうと考へます。

○山下義信君 そのアメリカと日本の防衛といふ事は、これは言うまでもなく、向うさんのそれこそ防衛にもなるわけですが、一体日本の自衛隊の受持の区域といふか、受持の自衛ラインといふ事か、そういうふうな日本独自の自衛隊の受持防衛範囲内といふ事か、そういうふうなものは大体範囲ができておるのでございますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 率直に申し上げましてこれは話合ひをすべきであらうと考へております。これについてはアメリカから相当のスタッフを出し、日本からも相当のスタッフを出して時々研究したいと思つております。

○矢嶋三義君 さつき山下委員の質問で、日本の自衛隊だけで処理できるような場合は、アメリカ側と何ら事前連絡がなくやれると思つと、こういう答弁であります。船泊貸借協定、それから艦艇の貸与協定、こういう点から考へても、協議しないで、借りた武器を使つて、そしてこれが損傷を受けた場合には、あとの補償、これについて問題が起るんじゃないやしませんか。従つてあの借りた武器を使つて侵入軍と戦つた場合には、必ず行政協定の二十四条によつて、勿論協議をし、事前の連絡をして行わなければ私のあの武器は使えない、又万が一勝手に日本が使つた場合には、それによつて損傷が起つた場合には、これは君らが了解を得ないで勝手に使つて損傷をしたんだから、条約通り一切弁償せよ、こうやられると思う。ところが協議をした後にこれを使つて損傷した場合には、その補償は軽くなる、こういうふうには私は条約でなつておると思ひますが、長官並びに佐藤法制局長官の見解を承つておきます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 仮に例を以て申上げますれば、或る地帯において不時に砲撃を加えて来た、これは防衛行動命令が緊急止むを得ないときに発せられるのであります。アメリカ駐留軍と協議するような時間的余裕がない場合も想像されるのであります。

○山下義信君 それでは直接侵略の虞れのある場合も防衛出動するのですか。「おそれのある場合」といふのはどういふ場合ですか。具体的にどういふ場合が予想されますか。直接侵略の虞れのある場合といふのは、具体的に言つて下さい、或るべくなら。

○政府委員(加藤陽三君) これはやはりいろいろな状況が考えられると思うのであります。例えば、若し日本を攻撃するような意図を持ちまして、意図が予測されるような状態におきまして、多数の航空機が集結された、或いは艦船が集結せられたというふうなことが、これは非常に条件によりましてむずかしい問題であると思ひますけれども、そういうふうな場合は、場合にによりまして「おそれのある場合」といふことに該当する例であらうかと思

は、行政協定の二十四条によつて、協議することなく、日本が自主的に独自に武力の発動をやることのできる、こういうふうな答弁されたから、その点で何つておるんです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はあり得ると思つております。アメリカ駐留軍の手を借りずに、当然日本の自衛隊で処理すべきものは、私は日本の自衛隊のみで処理すると思つております。

○矢嶋三義君 法制局長官どうですか、兵器の損傷との関係、協定関係で。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今御審議を頂いておりますものの中に恐らく一つありますのはこれだろつと思ひますが、「いづれかの艦艇が侵略者の兵力の行動により損害を受け又は滅失したときは、日本国政府は、その損失又は滅失に対する責任を免除される」といふことはございましてけれども、今の打合せなしにやつて沈んだのは免除しないとかいふようなところまでは書いてございませぬ。

います。

○山下義信君 この防衛出動待機命令とは何のことですか。これは言い換えと、私どもが皆で申しますという動員令ですか、動員を下すということでしょう。言い換えれば、準備してすぐやれる態勢を整えるということでしょう。違いますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは昔の動員のようなものとは違ふのでありまして、防衛出動の待機命令と申しますのは、事態が緊迫しまして防衛出動命令が出されるかも知らんというふうな場合におきましては、いろんな武器の整備でありまして、或いは人員の補充でありまして、或いは食糧等の補給、いろんな準備作業があるわけなんです。そのために防衛出動の待機命令というのを考えたのでありまして、実際そういうことがこういうふうな法律の条文がなくてもできるではないかと言われれば、それはその通りでありますけれども、やはりこういう規定を置いておきまして区別をはつきりしたい、こういうふうに思つておるのであります。

○山下義信君 そうすると防衛出動をするときは、いつでもその前提に防衛出動待機命令というのがあるのですか。防衛出動待機命令なしにいきなり防衛出動する場合がありますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは普通の場合におきましては、防衛出動待機命令というのが事前に出されるであらうと思ひますけれども、やはり場合によりましては、そういうことのないことも予想されるのでありまして、例えば第七十六條の防衛出動の項におきまして、内閣総理大臣が防衛出動を命じ

ますには国会の承認が要る。特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができるといふふうな条項を置いてあります。が、やはりこのような場合におきましては、防衛出動待機命令を出す余裕もないという場合もあるかと思ひます。

○山下義信君 よろしくございます。これはまだ問題点がありますけれども、時間がなくてしょうから他日にしましょう。

それでもう一つは、自衛隊の目的の間接侵略と、こういうのです。間接侵略のときに治安出動ですか、これをやるのです。間接侵略と云うことはどういふことを言うんですか。どういふ種類のものを言うんです。間接侵略の定義を出して下さい。どういふ種類のものをい、どのような規模のものをい、或いはどのような場合を、どういふものを間接侵略と云うのかというふうなことを一つ具体的に示して下さい。

○政府委員(加藤陽三君) ここで間接侵略という言葉を表わしておりますのはこれは日本国とアメリカとの安全保障条約第一条にあります。が、「一又は二以上の外部の国による攻撃又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ」といふうなことを間接侵略という言葉で表わしております。これが大規模の騒擾又は内乱でございませう。具体的にはどの程度になりましたらばこれに該当するかという事は、これはいろいろ問題があるかと思ひます。「一又は二以上の外部の国による攻撃又は干渉によつて」という条件

がついておるのでありまして、その外部の国の攻撃又は干渉がどういふような個所で行われるかというところもいろいろ問題があるかと思ひます。兵器その他の軍需品を補給いたします。そのことによりまして、それで初めて内乱又は騒擾が起きるといふ可能性がありまされば、それは外部の国の攻撃又は干渉によつたものであるというふうな言えるのだらうと思ひます。その規模の点は、具体的に判断する以外にはないだらうと思ひます。

○山下義信君 一体そういう間接侵略が起きるような場合には、言うまでもなく、外から、これはことごとく十が十とまでは言いませんが、殆んど九分九厘までは外からの直接侵略と素人から考えても同時並起が予想される。外から直接侵略の意図なくして間接侵略だけをしてみたところで効果がでない。直ちに鎮圧されたら何にもならない。これは内外相応してやるのが常識的に考えられますが、そういう場合も予想されるのであります。そういう場合が予想された場合には、一方は治安出動、一方は防衛出動と云うふうな、大体同じ敵でしようが、ただ攻撃の方法の内部攪乱的なことを間接侵略と称するのでしようが、そういうときのいろいろな出動の扱いはどうなりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 今お話がありました。直接侵略と一緒に起るといふふうな場合にはないことではないだらうと思ひますが、ただその場合におきましては、直接侵略の一部として、実質的に一部として行われる場合が多かるうと思ひます。七十八條で考へておりますの

は、直接侵略とは切離して間接侵略そのものが起り得るという場合もあるかと思ひますが、それは非常に少ないと思ひますけれども、そういう場合もないことはなからうというふうな前提で、七十八條には間接侵略だけを直接侵略とは切離して想定して規定しておりますのであります。

○山下義信君 こういう場合の、外からも内からもいろいろな自衛隊が出動しなければならぬような事態が起きて、内外騒然として国内の秩序が乱れたというふうな場合には、ただ自衛隊が出動するというだけでは、例えば非常事態宣言、戒厳令のことを衆議院では何とかおつしやつたようですが、そういうことを考へておるとか、研究しておるかということでありまして、私は条文の中にどこかにそういう匂いがふんとするところがあるような気がして何うのですが、そういうふうなつまり言い換えればこの自衛隊が全警察に代つて警察権を行使するやうなことも、一部だけじゃなくてそういうことこの規定もあるやうであります。が、そういうことを非常に拡大して使用すれば、この自衛隊がもう全国の治安に当たるということ、言い換えれば戒厳令と実質的には同じことなんです。そういう場合の措置なんというものはどう考へられているのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今お示しになりましたやうな場合におきましては、自衛隊の行動だけでなしに政府としてもあらゆる施策がとられるだらうと思ひます。そこで警察との関係についてお話がございましたが、警察との関係につきましては、第八十五條でございませう、第八十五條にお

きまして、国家公安委員会と緊密な連絡を保つということも規定しておるのでありまして、一般に我が国の公安を掌つております国家公安委員会と常に緊密な連絡をとりまして、その辺のところはうまいことやりたい。実際の部隊の発動につきましては、第八十六條におきまして、当該部隊等は警察消防機関その他相互に緊密な連絡をして協力をするということにいたしておるのであります。この場合も警察は、完全に発動しておることが予想されまなことはないのであります。

○山下義信君 いずれの場合でも、第八十八條でございませう、いずれの場合と云うより防衛出動時の武力行使ですね。これがよくわからんのですが、これはどういふことなんでしょう。防衛出動の時の武力行使、言い換えれば職闘行為の範囲が制限してあるやうであります。が、この「合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」というのは、これは戦闘は何か一定の枠がはめられてあるやうであります。これはどういふことでございませう。どの程度の武力行使はでございませう。それを抽象的に合理的だということを書いてあるからわからんのでありまして、どういふことなんでしょう。つまり言い換えれば、自衛隊の俗にいう職闘行為には一定の枠がある、限度があると、こういうことですか。

○政府委員(加藤陽三君) この八十八條のお尋ねであります。これは八十八條は、我が国を防衛するために必要なる武力を行使するということでありまして、要するに自衛隊の発動としての武力の行使でございませう。従いまし

きまして、国家公安委員会と緊密な連絡を保つということも規定しておるのでありまして、一般に我が国の公安を掌つております国家公安委員会と常に緊密な連絡をとりまして、その辺のところはうまいことやりたい。実際の部隊の発動につきましては、第八十六條におきまして、当該部隊等は警察消防機関その他相互に緊密な連絡をして協力をするということにいたしておるのであります。この場合も警察は、完全に発動しておることが予想されまなことはないのであります。

○山下義信君 いずれの場合でも、第八十八條でございませう、いずれの場合と云うより防衛出動時の武力行使ですね。これがよくわからんのですが、これはどういふことなんでしょう。防衛出動の時の武力行使、言い換えれば職闘行為の範囲が制限してあるやうであります。が、この「合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」というのは、これは戦闘は何か一定の枠がはめられてあるやうであります。これはどういふことでございませう。どの程度の武力行使はでございませう。それを抽象的に合理的だということを書いてあるからわからんのでありまして、どういふことなんでしょう。つまり言い換えれば、自衛隊の俗にいう職闘行為には一定の枠がある、限度があると、こういうことですか。

○政府委員(加藤陽三君) この八十八條のお尋ねであります。これは八十八條は、我が国を防衛するために必要なる武力を行使するということでありまして、要するに自衛隊の発動としての武力の行使でございませう。従いまし

て国際の法規慣例等は、大体におきまして戦争ということを前提としてきめられておきますので、必ずしもそのままそれに沿う必要はない。その中で更にほりかけなければいけない急迫不正な侵害がありまして、これを排除するために処する適当な手段がないという場合にのみ自衛権の発動が許されるのであります。そういう趣旨を以てしまして法規慣例による場合はこれを遵守しなさいという趣旨を以て書いたものでございまして、具体的にどの程度になるかというところは、お話しただけです。

○山下義信君 これは何も自衛隊は直接侵略といつて、敵が来て出かけて行つても成るべく相手にならんように、戦争を成るべくせんように負けて逃げないように、成るべく武力を余り過度に行使せんようにという穏便主義がこの規定の精神ですか。それならそれでわかるのです。私の問いが難問でしようか。つまり自衛隊を動かす基本的な方針というか、理念というものが、これはやはり自衛隊の隊員に教えるでしよう。どこまでも行けというのじやないでしよう。或る程度まで合理的の場合には行けるぞというのを教えれば自衛隊の隊員も読めます。或る程度の手控えをすると思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 只今申し上げました通り、自衛権の発動としてやるのであります。急迫不正の侵害があり

として、且つほかにこれを避ける手段がないという場合にのみ自衛権の行使をされるということ以外にないのであります。それは先ほど私が申し上げました自衛権の行使の限度内に全力を尽してそれに当るといふことは当然だろふと思ひます。この規定で直接にそういうことは出て来ないと思ひます。

○山下義信君 そんなむずかしいことは自衛権の範囲内、それは隊員にはわかりませんよ。この法律でも合理的に必要と判断される限度を超えて武力行使を行使してはならぬという法律がこの隊員にはわからぬのです。ところが隊員の職務規程といふ、隊員の本領といふ、あなたがたの軍人勲諭のようにお聞きになつたところでは、危険を顧みずやらなければならぬと書いてあるが、それは隊員が合理的に判断して、必要な判断を超えようだからこの辺でやめておきますと言つても、それは義務を、これを背いたとは言えませう。これは根本的な法解釈です。自衛隊の隊員が銃をとつて号令の下に身を命を顧みず突進で行けと言われる武力行使の限度が、ここに或る程度やんと枠がきめられてあるといふことは、これはそのときの隊長とか武力行使をする者の判断でよろしいのです。

○政府委員(加藤陽三君) これは私どもの考えをいたしましては、自衛権の発動として武力の行使をするのでありますから、必要以上の武力の行使といふことは、全体としての問題でありまして、必要としないに相手方の抵抗にやほり適当に攻撃を加えるといふふうなこととは、個々の戦闘をとつて言うのじや

ありません。全体としてそういうことがあつてはならないのであります。その趣旨を第八十八条の第二項に書いてあるのであります。合理的に必要な限度かどうかといふことは、個々の部隊の判断というよりか、戦闘全体の判断によつて私に行わねばならぬものであらうといふふうな考へておられます。隊員に對しましては、そういう点を私は誤解のないようにこれは徹底させなければならぬと思ひます。

○山下義信君 それは当然さうです。全体的の原則ですが、全体的の原則であり、部分的な行動にやほりこれは適用されるのである。どこに世界に死んだ者を叩く者はありはせんので、それだからさういふことはありせんのでしうけれども、戦闘の範囲内が或る程度枠をきめられてあるものと、これが、八十八条が原則を示しておるといふことは、私は重大だといふことだけ指摘して、又他日詳しく聞きますしう。それでどう一つ承ることは、隊員の大事なことが脱けておる。それは出動の時に別に手当が出るようになつておりましたが、小さいことだが聞いておかなければならぬ。出動時期には増手当が出るようになっておりますが、その附則のしまいのほうにちよつとあつたと思ひます。私は平生の給料で使うかと思つたら、出動の時には別に給与をやるというふうな給与をやるのでしうか。

○政府委員(加藤陽三君) 出動の場合におきましては、私どももいたしましては、特別の手当を支給したいと思つておられますが、この法案の……(附則第三十条です)と呼ぶ者あり)立案の

過程におきまして、関係当局とも協議をしたのであります。只今のところでは特別の給与を出すということだけは話がつきましたけれども、具体的にどういふふうな給与を出そうかといふことは、引き続き協議して研究してきめるといふことになつております。

○山下義信君 安う使うかどうかしうかわからぬといふことですか。

○矢嶋三義君 議事進行について。委員長議事進行言うたら許さずにやいかんですよ。先ほどですね、木村長官の委員会に對する出席の態度について質問したのですが、そのときに増原次長の出席を要請しましたが、今出席したようです。従つて山下委員に御了解を得られればこの懸案の問題でありますから簡単に黒白を付けたいと思ひますが、山下委員の御意向を伺つて頂きたい。

○山下義信君 私は他に所用もございまして、この程度で終りたいと思ひます。残つておりますが、一番しまいでもさして頂きたいのであります。矢嶋君如何でしう。ただ二問題ほど残つておりますが、三分ぐらいでしまいたいと思ひますがよろしうございませうか。

それじやまだ出動の場合に使う給与がきめてないのです。それはひどいことじや。至急に早くきめて頂いてもらわんと、大事なことは皆きめまね。次に、予備自衛官ですね。これは大変な問題ですから、これだけ別にしておられますが、一応承つておきます。これは今回は一万五千とされたのであります。今後増加されるという御計画はありますか。

○政府委員(増原恵吉君) 今度予定を

してあります二十九年度においては一万五千でございまして、それに伴う予算を計上しておりますが、これはなお研究の結果、三十年度において増員すべきかどうか研究をいたしたいと思ひまして、三十年度に増員をしないといふまだ方針は決定をいたしてありません。ただ何は、如何ほど増員するか勿論まだ決定をいたしてありません。

○山下義信君 これは今年度一万五千という数字は、いろ／＼な点から差がつてこの数字を出されたと思ひます。予備自衛官をお作りになりますために、どの程度の自衛官といふものが必要か。七万五千あつたらいいか、六万あつたらいいかといふ大体の所要の目星が、それが何年計画にならうと、来年はでまゐりと思ひます。大体この程度の自衛隊ならこの程度の予備自衛官といふ、予備なんですから必要な程度のもを予備に置くのでありますから、この自衛隊の十八万の自衛隊なりを、予備自衛官といふものはどのくらいなければならぬといふことは、必然的計画でありますから、若し許されるならば予備自衛官といふものは、全体的にどの程度のものを現在の自衛隊として必要とするかといふことの、当局のお見込みはどういふお見込みを持っておるかといふことを承わりたい。

○政府委員(増原恵吉君) 御尤もな御質問であります。また現在の保安隊、今度自衛隊になります。そして新隊に直接侵略に對処するといふ任務を負うわけでありまして、これに對して如何ほどの予備自衛官が最も適切な数であるかといふことを、実はまだ確定いたしかねております。これはいろいろ

るの考え方、基礎資料の取り方によるわけでありまして、このたび一万五千というのを一時定めましては、一つには、本年度大規模期になりました。やめるであろう者の数の想定、今までにやめております者の数の想定、今までにやめております者の数、そういうものから大体どのくらい予備自衛官として取り得るだろうかという想定を一方にいたしました。そうして予備としてどういう方面に、いわゆる、いざという場合に欲しいかというものを脱み合せまして、先ず本年は概数として一万五千を定めたわけでございます。こういうことが、なおこれは研究を十分いたしました。更にこれは今までいろいろ長官からも申し上げていると思はれるが、なか／＼、いわゆる長期計画というものを立てたいと思はれるが、これができないような事情がありまして、長期的に最後の数として、例えば自衛隊が十八万であるから、予備官が何ぼというふうにまだ参りません。取りあえずは、本年の計画、来年の計画、それをまあできるだけ正確にと申しますか、実情に合うように作りたいと思つておりますが、まだその点しつかりしたものはなつておりません。

○山下義信君 まだおきまりにならんというところでございますから、くどくはお尋ねいたしますまい。ただ今後とも増員する希望を持っておられるという実情だけはさように承知してよろしくございませうか。これで打切るといってお考えでございませうか。

○政府委員(増原恵吉君) 一般自衛官の漸増計画を大方向針として政府が持っているわけでありまして、これに伴いまして、予備自衛官としても、やはりそれを見合つて漸増をいたしたいという考えを持っております。

○山下義信君 只今の自衛隊の自衛官の人員、この規模でありますならば、もう現在の予備自衛官の数にとどめるのだと、かように了承してよろしくございませうか。

○政府委員(増原恵吉君) その点、先ほど申し上げましたように、まだ明確に自衛官に対する、予備自衛官としての釣合いが、これでいいというふうにはつきりと、確定的な研究資料等まだ整えておりませんので、現在の、今度増員をされましても、十三万の自衛官に對して、一万五千でよろしいというふうな、まだ結論は明確に出しかねております。

○山下義信君 本隊が漸増すれば、漸増するおつしやつたから、漸増しないで、今の程度にとどめたらば、自衛官も今の程度にとどめると同つたのであります。もう一度御答弁願ひませうか。

○政府委員(増原恵吉君) 只今のお答え申し上げましたように、現在の十三万に對して、一万五千で十分であるといふ、まだしつかりした研究と結論に到達しておりませんので、想像的に申しますならば、十三万が増員にならない場合でも、自衛官としては、或いは多少の増員をお願いするという事態があるかも知れません。研究の結果によりませう。

○山下義信君 わかりました。最後に一つ、これで私はおしまいにいたしますが、隊員の欠格条項の所にいふ、まあ欠格条項があるのです。これはまあ端的に聞きます。隊員が共産黨員になりましては、どういふ処置をされますか。この法律で言へば一向差支えないのですか。

○政府委員(増原恵吉君) 法律上は仰せになりますように、共産黨員になつたらどうということは一応ございませう。その人が、いわゆる共産黨員としての行動が、隊員として適格であるかどうかという判定にかかるとも思はれます。隊員として不適格であるならば、隊員として不適格という理由でやめさせるなり何なり措置をとるといふことになると思ひます。

○山下義信君 そうすると、自衛隊は、隊員が共産黨員たることを拒ばないと、行動しなげなれば、入隊しておつても、黨員であるということ、向自衛隊としてはかまわないと、かように解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(増原恵吉君) 現在の法律及び次の自衛隊法におきましても、共産黨員たることは欠格条項ではございせん。

○山下義信君 私はこの予備自衛官が必要の場合に招集せられたりいたしまし、或いは又自衛隊が出動せられたり、命ぜられたような場合に、隊員としての欠格条項が起きたときには、この招集を免除せざるを得なくなる。法律的にも、又出動に連れて行くことも起きて来る。それで私は共産黨員が、私が共産黨のことを聞くとおかしいのですが、まあ別に親類じやありませんから聞きますが、共産黨員たることを一向かまわないうことがはつきりして来て、共産黨にどん／＼入

共産黨員の自衛隊になり得られます。なり得ることもあります。するとその募集のときにも共産黨員で一向かまわないう、選挙の基準にありませうか、あります。そうすると私ははつきり共産黨員であると言つても、それは募集のときの選挙等の場合のこれは選別をしませんか、落しませうか。やはり普通の者と同じように採用しますか。

○政府委員(増原恵吉君) 御質問のさつきのあれは、欠格条項であるかないかと言われたので、欠格条項でないと申し上げたのであります。普通今までの二、三倍の人が参りまして、そのうちから選別するのでありますから、欠格条項のない人が全部通るわけではございせん。そのうちから隊員として比較しましてこのほうがよろしいという者を取るわけでありまして、共産黨員である者も必ず取ると申しておるわけではございせん。

○山下義信君 必ず取るではないでしようけれども、それは、それじや募集のときの不適格のなにはしませうね。まあ隊員のなから募集のときの私は基準に今は質問がこう移つて来まして、募集のときの聞いておるのですが、募集のときも共産黨員取りますか。例えば横須賀の保安大学等にも、新聞などに出るよう共産黨のフラク活動云々といつて相当新聞に出ておるが、そういうことも一向自衛隊として

はかまわないうような考え方、非常に関心を持つておられるかどうかというところ、この際明確に保安庁長官から承わつて置きたいと思ひます。

○政府委員(増原恵吉君) 欠格条項でございせんから受付をいたし、選挙の中に入るわけでございませう。

○山下義信君 わかりました。それならばそれでつぎしてあります。そうすると自衛隊員が共産黨員である、共産黨に入党した故を以て別にこれは隊員としての欠格条項ではございませうから、これを以て隊員を罷免するといふようなこともなからば、一向差支えありません。

○政府委員(増原恵吉君) 御趣意、よくおわかりになつての御質問のように思ひますので、その通りと申し上げたほうがいいと思ひますが、繰返して申し上げますが、欠格条項ではございせん。併し欠格条項でないものは全部隊員として入るわけでございせん。

○山下義信君 一体自衛隊は、防衛庁長官は、この共産黨と隊員との關係について如何なる基本的な方針を持つておられるか。又今日までの保安隊の中に共産黨關係者が出たことがあるのか、又一体そういうものに入隊すること、一向かまわないう態度を基本的におとりになつておられるかどうか。例えば横須賀の保安大学等にも、新聞などに出るよう共産黨のフラク活動云々といつて相当新聞に出ておるが、そういうことも一向自衛隊として

はかまわないうような考え方、非常に関心を持つておられるかどうかというところ、この際明確に保安庁長官から承わつて置きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えい

たします。現在の共産党員はいわゆる私はマルキシズム以上のものであろうと考えております。レーニンズム、スターリニズムをいつておると考えております。いわゆる暴力革命を企図しておるものと考えておる。併しこれは私の私見であります。(笑)従つてさような党員は自衛隊員たること望ましくはありません。従いまして例えば希望者が二人あるとして、片一方は共産党員である、片方は共産党員でないということがはつきりしておれば、共産党員にあらざる者を採用することは当然であります。

○山下義信君 それでは私は箇にきぬ着せずに伺いましょう。これは廻りくどいことを言うておつてはいけませんから、これは自衛隊は、直接侵略は知りませんよ、併し間接侵略と言へば、国民は常識的に共産党の武力蜂起を考へてゐるのです。それを自衛隊は守つて行こうという目的でしょう。それがその任務を持つておる自衛隊員の中に共産党員がおることは一向かまわないといふことが、国会で正式に当局から言明されれば、それは一体捕えられ

者が捕えるほうにおつて、どつちに矛先が向いて来るか、これは非常に問題にすることなんであつて、当局のそれに対するところの言明、態度が誤解を受けるようなことがあつてはいかんと

思ふ。私どもは社会党であるが、一線を画しておる。何も共産党攻撃のためにこの問題を持ち出したんじやないのです、具体的に当局の方針を私は聞かなければならぬと思ふのです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御尤もであります。それだから私は今申し上げた。日本共産党員は暴力革命を主義と

しておる。さような者は隊員たることは望ましくない。

○山下義信君 間接侵略のときでも直接侵略のときでも、共産党員である隊員をやはり防衛出動、治安出動のときに連れて行きますか。はつきりわか

つてゐる者も連れて行きますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 断じて連れて行きません。やはり共産党員といふことがはつきりいたしますと、恐らく他の欠格条項に該当するものと私は思料いたします。

○山下義信君 欠格条項の中にはないと言つたじやありませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 欠格条件といふのは取消します。適格性を私は欠くものと考えております。

○山下義信君 それでは私は伺います。予備自衛官を重視し、そうして又いよく防衛出動という時分には、生命に危険のあることはわかり切つた話である。これは徴兵義務じやないのですよ。志願兵制度ですよ。宣誓といふものがどれだけの価値があるか、拘束力があるのか知りませんが、拘束力がある生命に危険のある出動の場合に、これは故意にそういう危険な所に行きまいとすれば、共産党に入党すればもうみんな行かないで済むようになるという事、これは先のことは問題が違ふけれども、あり得ますよ。やはりそれでも連れて行きませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これはそういう者は私は望ましくありません。

○山下義信君 その時分には出動を免除しますね。招集解除しますね。

○国務大臣(木村篤太郎君) そうするよりいたし方ありません。

○山下義信君 わかりました。そうです

ると、共産党員であれば、共産党に入党すればこの予備自衛官も防衛出動を免がれることができる。現在の自衛隊員も共産党員になれば防衛出動、治安出動にも出動を免がれることができて、隊の中に残つて炊事場におるか、何になるかわからないけれども、いわゆる安全な所に入れられる、こういうことの逆効果もあり得ますね。(笑)

○政府委員(加藤陽三君) 欠格性と適格性との問題でいろいろ御議論がありましたが、今まで長官及び次長のおつしやつたのは、欠格条項ではないといふことでありまして、適格性を持つておるかという点になりますと、それは適格ではないといふことは、長官、次長が先ほどからずつとお申しになつておられる通りであります。適格性のない者はこの法律によりましてこれを罷免することができるのであります。予備自衛官になつております者でも、その者が適格性がなければ予備自衛官たることを罷免いたします。

○山下義信君 わかりました。この程度にしておきます。

○矢嶋三義君 長官は非常に割切つて答弁されてゐるようですが、まあ問題が大体わかつて居ると思いますが、この中ですけれども、私の懸念のために伺つておきますが、それはまあ法制局長官ですが、少くとも今の憲法下では、或る政党に所属しているが故にこれが不適格である、或いは採用しない、他にまあ不適格であるとか云々の要素があれば別ですが、特定の政党に入つてゐるが故に欠格をしているとか、或いは不適当であるといふので排除することは、国家の手によつて募集する場合に表の座敷では言えないこと

だと思ひます。この一点と、それから木村長官非常に割切つて言われておりますが、労働党とか左派社会党は如何でございますか。(笑)

○政府委員(佐藤達夫君) それは憲法問題としてお答えいたしますが、曾つて衆議院でそういう御質疑がありまして、仮に欠格条項のほうに共産党員はいけないといふようなことは書けないかといふような、恐らくそういう趣旨だつたらうと思ひますが、お尋ねがございました。今おつしやしましたように、私どもはただ共産党員であるといふだけの理由で欠格条項として法律に書いて、これを排除してしまふといふことは憲法上疑義がありますから、ちよつとお引受けしたしかねますといふことをお答えしたわけであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 社会党の左派、労働党の人たちは、私は決して暴力革命を企図しておるような人はいないと考えております。

○矢嶋三義君 それで結構ですね。

○国務大臣(木村篤太郎君) どん／＼お入り下さい。(笑)

○矢嶋三義君 議事進行について。山下委員の質問が終つたようですから、先ほどの結末をつけたと思ひます。ということは、隊員のことだから云々と言つておりましたが、これは立法府と行政府の関係で、今日の衆議院の質問は明日は我が身に振るかかるともあり得るわけですから、従つて私は明確にしておきたいと思ふのです。

増原次長に伺ひますが、私は今日内閣委員会は午後二時に再開されるというアナウンスがありましたので、私は下で待機して、二時に歸つて来たわけでありましたが、増原次長に対しては、

小酒井内閣委員長から、午後の再開は二時になつたから長官に然るべくといふ、保安庁次長としてのあなたに小酒井委員長から連絡があつたと私は承わつてゐるのであります。ありましたか、ありませんでしたか。

○政府委員(増原憲吉君) 小酒井委員長から電話で、衆議院の内閣委員会から一時間長官に出席をしてもらいたいという連絡があつて、自分はこれを了承したから長官に伝えてもらいたいという電話がありまして、それはお伝えするだけはお伝えいたしましたようにいふに私は言ひました。

○矢嶋三義君 木村長官、おかしいじやないですか。次長はちやんとお伝えしたといふのに、長官はさつき聞かなかつたと言つたのですが、如何でありますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えします。増原次長は、私に言つたとは申しませんが、小酒井委員長から木村長官に伝えてくれといふことを電話で承わつたといふだけです。

○矢嶋三義君 違ふ。そういう説弁は駄目です。ここではもう今の問題ですから……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 駄目じやありません。増原次長からお答えさせていただきます。

○矢嶋三義君 待ちなさい。そんなことを言つて次長に都合のいいような答弁をさせようたつて駄目だ。今増原君は言明した。小酒井委員長から電話があつたので、そうして保安庁長官に伝えるようにいふ電話があつたので、そういうふうには私は伝えなかつたのであります。こういうふう言明した。

○政府委員(増原憲吉君) 速記録があ

りますので御覧を願えば明白であります。私が申ししたのは、御質問に対してだけお答えしたので、そういうことを聞いたかと言われたら、私は小酒井委員長から承わつて、伝えることにいたしました。その後のことは御質問にならんからお答えしなかつたので、その後私は大臣室のほうへ伝えるために参りました。長官はすでに一時ちよつと過ぎておつたかと思ひますが、或いはちよつと前ですか、すでにこちらに出しておられたので、私は長官には伝えておりません。

○矢嶋三義君 それではさつきの発言については改めて連記を調べますが、然らば保安庁次長が立法院の委員長からそういうふうな伝えて欲しいという要請があつて、而も木村長官が行方不明ならともかくも、あなたはこの委員室においておつておるといふことまで確認しておつて、何が故に伝えなかつたのか、それであなたの職分が尽されたといふことになりませんか。

○政府委員(増原恵吉君) 私は伝えろといふ使者の役目を仰せつかりましたので、委員会に長官が出て来られたならばこれはちやんとわかることであるから、私は特に追つかけてまで申上げる必要はなからう、丁度そのとき私は帰りのところで自由党のかたにお目にかかつて、実は今こういうふうな委員長から伝えろと言われたが、まだ会つてないが、こういうお話がありましてと言つたら、自由党の理事のかたは、それは一時から始まる予定になつておるので、それは一通話をしなければならぬといふので、委員会のほうへおいでになられたといふ附け足りのこ

ともありますが、大臣がここに出られたので私は特に追つかけて申上げんでもよからう、こういうふうな感じて大臣には伝えておりません。

○矢嶋三義君 あなたがたはこれから三軍方式の自衛隊を指揮される立場に立たれるかたですよ。いやしくも委員長からかく／＼のことを長官に伝えて欲しいという要請のあつたものを、勝手な判断で伝えないというふうな、そういう次長で一体こんな自衛隊あたりの次長が勤まりますか。内閣委員長に対して、あなたは遺憾の意を表すべきである。

又木村長官に伺ひますが、内閣委員長からそういうことを伝えて欲しいという要請があり、そういたしましてと約束して、而もあなたはここに來て座つておるのに、そういう連絡もしないような部下の次長の態度は望ましくない態度であるか遺憾の意であるか、どう思ひますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えする限りではありませんが、私は決して増原次長の行動について批判をするべき問題ではないと考えております。

○矢嶋三義君 私はそういうことを言つてゐるのではないのだ。その増原次長のつた態度はそれで十分だと思ふか、遺憾の意があるか、長官としてどういふふうな考えるか。こういう問題はこまかして済ましてはならぬ問題だ。私は絶対こまかすことはできないと思ふ。黒白をはつきりつけなければならぬと思ふのです。増原次長の態度は十分ですか、それとも不十分で遺憾の意があつたのですか。どう判断されますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そのとき的情勢から判断して遺憾の意はないと考へます。

○矢嶋三義君 どうして遺憾の意がないのですか。内閣委員長に対して相済まんじやないですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はそう考へる。

○矢嶋三義君 どうして。

○國務大臣(木村篤太郎君) どうしても、理由を言はん。

○矢嶋三義君 恐るべき権力者である。そういうふうな考えで自衛隊あたりを指揮されてはたまらないですよ。増原次長どうですか。あなたは若干遺憾の意があつたというなら率直に謝りなさい。遺憾の意を表明しなさい。

○政府委員(増原恵吉君) 私も別に遺憾といつて別に謝るほどのことではないと考へます。その理由は、委員長から一時に開くべきものを二時にするやうに了承をした、それを伝えてくれと言われた。(伝へればいいやないか)と呼ぶ者あり。伝えに行つたのです。(どこへ)と呼ぶ者あり。それで長官室、大臣室へ。そして長官が恐らくちよつと用事があつて官邸へ行つたとか何とか言われるのであれば、追つかけて伝えるべきだと思ひますが、この委員室へ出られたといふことであるから、当然ここであの話を聞かれるであろうという想定の下に私は特別に追つかけて申上げなかつた、こういうことであります。

○矢嶋三義君 大臣にも秘書官がおられるし、あなたも部下を持たれておるはずなんです。何が故に内閣委員長のその要請を正確に伝えないのでですか。大体内閣委員長、あなたは増原次長に電話をかけた要請したというのに、只今

の増原次長のつた態度で内閣委員長として満足しますか、しませんか、如何ですか。

○委員長(小酒井義男君) 満足はいたしません。

○木村篤太郎君 私はこの問題を荒立てたくなのですが、与党の人たちの審議を急ぐ気持はわかります。それから増原次長もこの法案を早く上げた、木村長官も上げたといふことはわかります。わかりますが、今度の連絡の問題については、これは事務当局として、先ほど連絡をしたところが、自由党の人が来て、実は一時から開くはずであつたけれども云々といふことです。そしてその委員長が連絡してくれといふのを、ほかから又話を聞いてこれを意つたといふことについて、これは甚だ私は了解できないと思ふ。事務当局が与党のほうから動かされて態度を二、三にするといふことは、責任を全うしないといふことは私は非常に遺憾だと思ひます。これについて全然遺憾でないと言ひ切つておるから承服できない。矢嶋君が言われることは筋が通つておるのです。これは審議を促進させる、させないといふ問題とは別に手続の問題として確かに遺憾です。ですから遺憾の意があつたら、はつきりと遺憾の意があつたとおつしやればいいのに、それを強弁していろ／＼言われるから、私はその点は今のあらは理由にならないと思ふのです。増原次長が連絡されなくてもどなたか事務の人でも連絡して、あなた自身が追つかけて行かなくても一応責任上委員長からそういう電話があつたら、あなたはメモに書くなり何なりして、事務的にほかの人に連絡を頼んで

もいいから、ですから連絡をしてくれと頼まれたことについて職責を全うしていないのです。ですからやはりこれは遺憾の意があるであつて、私は率直に矢嶋君の質問に対して、遺憾の意がなかつたと強弁されることはよろしくないのじやないかと思ふのです。今後の審議上も私はこれはいいことではないと思ふのです。

○政府委員(増原恵吉君) 委員長から伝えてもらいたいという申出があつたことに對して、結局私は大臣に伝えておりませんので、その点では遺憾の意を表します。ただ理由としては、これはもう極めて簡単なことで、大臣が委員室に出て来られたから当然わかつておることと思つて追つかけてお伝えしなかつたといふことで、私の申開きを附加えたとどまりますから、伝えてないといふことについては遺憾の意を表します。

○岡田宗司君 今のは私は申開きにならんと思ふのです。とにかく委員長をなめてゐることは甚だしいですよ。問題はそれなんです。委員会をなめたそういうふうな態度じや困りますよ。委員会をなめないでちやんとまじめにやつて下さい。そうしなければ審議は進みませんぞ。私はそれだけ言つておく。

○政府委員(増原恵吉君) 私は委員長をなめたつもりは勿論ありませんし、委員会をなめたつもりもございません。そういうふうな受取られるような結果になりましたことは遺憾であると思ひます。

○木村篤太郎君 私は事務当局は余り与党的動きをさるべきではない、結果から見てもそういうことになつておると

思うのです。これはよほど慎しなれば審議上、私はやはり非常にむしろ審議を促進しようとして逆効果が出て来ると思うのです。事務局がそういう与党的動きをされるということについては、十分戒心をしてもらわなければならぬと思うのです。

○八木幸吉君 私はこの前木村長官があつさり陳謝されたことは、私は非常に恬淡ない態度だと思つて敬服しておるのですが、遺憾の意では困るので、陳謝してもらいたい。(了承、了承)「しようがない」と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 しようがないじゃない。立法院と行政府の関係で、公党とか野党とかという問題ではない。

○八木幸吉君 簡単に陳謝されればいいじゃないですか。委員長に言われたことを長官に伝えないということでは職務が済むわけでもないと思います。一町もあるわけではない、委員長に言われたのに四の五の言つてやつと遺憾の意では了承しません。一分もかからないから陳謝してもらいたい。

○委員長(小酒井義男君) 八木委員からの御発言であります、政府側からは何も答弁がございませんから、それは一応私は留保して今日は散会いたしたいと思ひます。

本日は散会いたします。

午後五時二十九分散会

昭和二十九年六月八日印刷

昭和二十九年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局